

# 令和6年度 調布市 保育施設入園案内



この案内は、保育施設を申込みする際に必要な書類や手続について記載しています。  
ご不明な点は以下までお問い合わせください。

調布市 子ども生活部 保育課 保育・幼稚園係

〒182-8511 東京都調布市小島町2丁目35番地1  
電話 (042) 481-7132~7134



# 認可保育園 入園までの流れ



保護者が行うこと



市が行うこと

見学・相談  
(P.3)

- ・ 申込む施設を決めます。まずは、見学に行きましょう！
- ・ わからないことは、保育コンシェルジュ（市役所保育課）に相談できます。

提出書類の  
準備  
(P.7)

- ・ 申込みに必要な書類を準備します。
- ・ 必要な書類はそろっていますか？ 記入漏れはありませんか？

申込書類の  
提出  
(P.4)

- ・ 提出期限は必ず確認しましょう！
- ・ 郵送の場合、切手の貼り忘れや料金不足はありませんか？

利用調整  
(P.14)

- ・ 入園できる人はどのように決定されているのでしょうか？

入所決定  
(P.11)

- ・ 申込中に家庭状況が変わった場合は、手続きが必要です！

面接  
健康診断

- ・ 入園前に心配なことは、面接のときに園に伝えましょう。

入園  
(P.20)

- ・ いつまでに復職（就職）すればいいのでしょうか？
- ・ 入園後に家庭状況が変わった場合は、手続きが必要です！

保育料決定  
(P.23)

- ・ 保育料はいくらになりますか？
- ・ 保育料の支払い方法は？

## 令和6年度からの主な変更点

- ・ 育児休業明け入園予約制度を開始します。（P.18）
- ・ 選考（利用調整）において、優先順位をつける判断材料としていた「父母に1年以上継続した就労実績があるか」を削除しました。（P.16）
- ・ 「育児・介護休業法」に基づく育児休業がない自営業やパートなどの方でも、上の子の在園中、下の子を出産後に「育児に伴う休業」を取得することが可能（任意）となりました。（P.22）
- ・ 申込書類の提出方法に電子申請を追加しました。（P.6）
- ・ 宮の下保育園は、令和8年4月に移転と公私連携型保育所への移行を予定しています。（P.34）

# 目次

I	はじめに	2
1	施設の種類	2
2	保育施設を利用できる方	2
3	認定について	2
II	施設選びのポイント	3
III	認可保育園・家庭的保育事業の申込み方法	4
1	受付期間	4
2	提出方法	6
3	新規申込み・転園申込みに必要な書類	7
4	申込みから決定までの流れ	10
5	申込み中の変更について	11
6	市外からの申込み, 市外への申込みについて	12
7	選考(利用調整)について	14
8	育児休業明け入園予約制度について	18
9	早生まれ枠について	19
IV	入園内定後について	20
1	入園直後の手続き	20
2	保育の必要量	21
3	ならし保育	21
4	現況届出書の提出	21
5	入園後に家庭状況が変わった場合	22
6	保育料(利用者負担額)・給食費・延長保育料について	23
V	よくある質問 Q & A	26
VI	記入例	28
VII	保育施設一覧	34
1	認可保育園	34
2	認可外保育施設	38
3	その他の保育サービス(一時預かり・定期利用保育・休日保育・病児・病後児保育)	40
VIII	幼稚園への入園	42

# 1 はじめに

## 1 施設の種類

調布市内にある施設の種類の種類です。ご家庭の保育のニーズに応じて選択してください。

施設の種類の種類	保育施設						教育施設
	認可保育園 (P.34)	家庭的保育事業 (P.36)	認可外保育施設				幼稚園 (P.42)
			東京都 認証保育所 (P.38)	企業主導型 保育事業 (P.39)	その他の 認可外保育施設 (P.39)	家庭福祉員 (P.38)	
対象年齢	0～5歳児	0～2歳児	施設により異なる			0～2歳児	施設により異なる
申込み	保育課に申込み		各施設に直接申込み				
保育時間	原則7:00 ～18:00 ※延長保育は、 施設により異なる	原則8:30 ～16:30	施設により異なる				
保育料	保護者の市民税額により決定		施設により異なる				

## 2 保育施設を利用できる方

保護者全員が、以下のいずれかに該当している必要があります。

保育が必要な理由	保護者の状況	入所可能期間
不存在	死亡、行方不明、拘禁などの理由でない	必要な期間
就労	月48時間以上、働いている	就労している期間
疾病・障害	病気やケガ、または精神や身体に障害がある	療養を必要としなくなるまで
妊娠・出産	妊娠中または出産後で休養が必要である	出産予定月（出産月）と その前後各2か月間（合計5か月）
介護・看護	3親等以内の親族（申込児以外）を介護または看護している	介護または看護の必要がなくなるまで
災害復旧	火災、地震などで自宅を失ったり、破損したため、復旧を行っている	必要な期間
通学	月48時間以上、大学や職業訓練校、専門学校等に通っている	就学している期間
求職活動	仕事を探している	3か月以内

## 3 認定について

保育施設や施設型給付幼稚園（P.42 参照）を利用する場合は、下記のいずれかの認定を受ける必要があります。

認定区分	申請対象	利用可能施設					
		施設型給付 (新制度) 幼稚園	認定こども園※		認可保育園	家庭的保育事業	企業主導型保育事業
			幼稚園部分	保育所部分			
1号認定	満3歳以上で、教育を希望する場合	○	○				
2号認定	満3歳以上で、「保育が必要な理由」に該当し、保育を希望する場合			○	○	○	
3号認定	満3歳未満で、「保育が必要な理由」に該当し、保育を希望する場合			○	○	○	

※ 令和6年4月時点で、調布市内に認定こども園はありません。

※ 認可外保育施設（企業主導型保育事業を除く）や私学助成幼稚園を利用するには、上記の認定を受ける必要はありませんが、幼児教育・保育の無償化に係わる「子育てのための施設等利用給付認定」を受ける必要があります。詳細は市ホームページをご覧ください。



## II 施設選びのポイント



- まずは、見学に行きましょう  
事前に直接施設へ電話連絡し、日程調整をしてください。

### 見学のポイント

#### 施設の様子

・明るさ、清潔さ、安全面（避難経路） ・園庭 ・設備や備品、おもちゃ ・トイレ など



#### 施設長・保育士の様子

・子どもにどのように声をかけているか ・笑顔で接しているか など



#### 子どもの様子

・子どもの表情（楽しそうに遊んでいるか、のびのびしているか） など

#### 施設の方針

・保育目標、方針 ・行事のありかた ・異年齢保育 ・連絡帳 など



#### 給食やおやつ

・内容 ・食育への考え方 ・アレルギー対応 など

#### その他

・自宅からの距離（行き方） ・入園前に準備するもの ・施設全体の雰囲気 など

- 保育コンシェルジュに相談できます  
平日8：30～17：15まで、市役所3階保育課にて予約不要で相談できます。

- 調布市子育て応援サイト「コサイト」も参考に  
保育園の情報を掲載しているホームページです。ぜひご活用ください。  
コサイト>まち情報>子育て関連施設>認可保育園



**重要!**

### 保育にあたって特別な配慮を必要とする場合

保育園は、すべてのお子さまを安全にお預かりすることが前提の施設です。

そのため、申込みされるお子さまの状況によっては、保育園の状況や職員体制、設備面などにより、受入れが困難と判断される場合もあります。

例えば・・・疾病、医療的ケア、障害、特性の程度、発達の状況、アレルギーなど

申込み前に、希望する保育園へお子さまと一緒に見学または電話等で相談していただき、希望する保育園での集団保育が可能と確認をしたうえで、希望園の決定と申込みをしてください。

保育園内定後、内定園への事前の見学や確認がなかったことにより、面接・健康診断で受入れ不可と判断される等の不利益が生じて、内定園の変更など配慮を行うことはできません。

現時点で症状等が発現していない、または診断名がなくても、成長過程で発現・診断が確定する場合がありますので、ご心配な場合は、申込みの前にかかりつけの医師、希望園に相談してください。

ご不明な点やご相談がありましたら、保育課（042-481-7132～7134）までお問合せください。

### III 認可保育園・家庭的保育事業の申込み方法

#### 1 受付期間



令和6年度4月入園希望の場合

	受付期間（必着）	提出方法
令和6年4月一次募集	令和5年10月4日（水）から 10月24日（火）まで	① 郵送 ② 専用BOXへ投函 ③ 電子申請 のいずれか
令和6年4月二次募集	令和5年10月25日（水）から 令和6年1月22日（月）まで	
令和6年4月三次募集	令和6年1月23日（火）から 2月29日（木）まで	



保育課窓口では受け付けません。

二次募集は、一次募集を行い、定員に満たなかった枠・入園辞退により生じた枠を調整します。一次募集で定員に達し、その後に欠員が出ない場合は、その施設・そのクラスでは、二次募集を実施しません。三次募集も同様です。



令和6年5月～令和7年3月入園希望の場合 ※受付開始：令和6年3月1日（金）～

入園希望月	受付期間（必着）	提出方法
令和6年5月	令和6年4月10日（水）まで	① 郵送 ② 保育課窓口で提出 ③ 電子申請 のいずれか
令和6年6月	令和6年5月10日（金）まで	
令和6年7月	令和6年6月10日（月）まで	
令和6年8月	令和6年7月10日（水）まで	
令和6年9月	令和6年8月9日（金）まで	
令和6年10月	令和6年9月10日（火）まで	
令和6年11月	令和6年10月10日（木）まで	
令和6年12月	令和6年11月8日（金）まで	
令和7年1月	令和6年12月10日（火）まで	
令和7年2月	令和7年1月10日（金）まで	
令和7年3月	令和7年2月10日（月）まで	



令和6年6月入園以降の分についても、令和6年3月1日（金）以降であれば受け付けますが、書類審査は前月に行います。また、入園時点で、申込み時と就労状況などに変更があれば、内定取消の可能性もありますので、早すぎる申請はおすすめしません。



令和6年4月に内定し、令和6年5月以降の転園を希望する場合は、「利用承認決定通知書」が届いてから、申込書類を提出してください。



令和6年度の申込みは、令和7年3月入園分まで有効です。

内定が出るまでは、申込みが自動的に継続します。

途中で申込みの必要がなくなった場合は、取下げの手続（P.11）をしてください。



令和5年10月～令和6年3月入園希望の場合

入園希望月	受付期間（必着）	提出方法
令和5年10月	令和5年 9月 8日（金）まで	① 郵送 ② 保育課窓口で提出 ③ 電子申請 のいずれか
令和5年11月	令和5年10月10日（火）まで	
令和5年12月	令和5年11月10日（金）まで	
令和6年 1月	令和5年12月 8日（金）まで	
令和6年 2月	令和6年 1月10日（水）まで	
令和6年 3月	令和6年 2月 9日（金）まで	



### 令和5年度途中入園と令和6年度4月入園を同時に申込みする方へ

- ・ 両年度の申込み受付期限内での申込みが必要です。  
例えば… 令和5年11月分と令和6年4月（一次）を同時に申込み場合  
→ 令和5年10月4日（水）～令和5年10月10日（火）までに申込みが必要
- ・ 郵送または専用BOXへ投函する場合は、同じ封筒に入れてください。  
その場合、封筒には「令和5年〇月分・令和6年4月分申込書在中」と書いてください。
- ・ 同時提出の場合、書類の一部はコピーでもOKです。  
必要な書類（P.7参照）のうち、A1の1（調布市子どもの保育の利用申込書）とA1の4（認可保育園入園申込確認票）は、それぞれの年度の様式で作成してください。それ以外の書類は、令和6年4月申込みに原本を、令和5年度途中入園申込みにコピーを用意してください。  
なお、令和5年度申込みには、Bの5は「令和4年度（令和3年分）住民税課税証明書」が必要です。

## 2 提出方法

### ① 郵送の場合

宛先：〒182-8511 東京都調布市小島町2丁目35番地1  
調布市役所 保育課 ○月入園申込担当宛



- 受付期間中に必着です。1日でも過ぎた場合は、次回の選考（利用調整）の対象となります。
- 郵送料は、差出人負担です。
- 書類の枚数によって料金が変わります。料金不足がある場合は、受理できずに返却します。
- 郵便による事故は責任を負いかねます。特定記録郵便や簡易書留を推奨します。
- 書類到着の通知は行いません。電話による到達確認は、投函後5開庁日程度から可能です。（見込指数や不備・不足状況等のご案内はできません。）

### ② 専用BOXへ投函の場合（4月入園のみ。5月以降は窓口で受付します。）

設置場所：調布市役所 3階 保育課前（緑色のボックス）

設置時間：午前8時30分～午後5時15分（土・日曜日、祝日を除く）



- 封筒に入れて、糊付けしてください。
- 封筒には、住所・保護者氏名・「4月入園分申込書在中」と記載してください。



### ③ マイナンバーカードを使った電子申請（マイナポータル）の場合

予め用意するもの

- ・必要な書類一式（記入済みのもの）
- ・申請者（保護者）のマイナンバーカード及び暗証番号（利用者証明用電子証明書パスワード：数字4桁）
- ・スマートフォン（マイナンバーカード読取対応機種）またはパソコン（ICカードリーダーライターを含む）



- 手順1. マイナポータルへアクセスする。
- 手順2. サービス一覧から「手続の検索・電子申請」を選択する。
- 手順3. 手続の検索から「市町村を選択」で「東京都」，「調布市」を選択し，「検索条件を設定」で「カテゴリ」と「子育て」にチェックを入れ，「この条件で検索」を選択する。
- 手順4. 検索結果一覧から「利用申込」を選択する。
- 手順5. 入力案内に従い申請する。



- 書類の不足または不備がある状態でのご利用はお控えください。
- 書類の不足や記載内容の不備、添付写真が不鮮明の場合、再提出のご連絡をします。  
なお、再提出はオンラインでは受付できません。郵送か窓口で締切までに手続をしてください。
- オンラインでの申請後に、ご家庭の状況、お仕事などの状況および入園希望施設等に変更がある場合は、速やかに変更の手続を行ってください。なお、変更はオンラインでは受付できません。郵送か窓口で締切までに手続をしてください。
- 60分以上画面遷移を行わない状態しているとタイムアウトエラーとなります。申請を一時中断する場合などには、入力中の申請データを保存してください。
- オンライン申請完了のお知らせ（受付番号など）の送付を希望される方は、申請画面にてメールアドレスを入力してください。
- マイナポータルへの通知（プッシュ型通知）には対応していません。
- マイナポータルの操作方法等についてはお答えできません。マイナポータルについてご不明なことは、マイナポータルサイト内「よくある質問」にてご確認ください。



### 3 新規申込み・転園申込みに必要な書類



必要な書類が揃わない場合には、選考（利用調整）上、不利になることがあります。

書類に不備・不足があった場合は保育課から個別に連絡しますが、締切間際の申込みの場合は、不備・不足書類の提出が期限までに間に合わないこともあります。申込み書類は余裕をもって提出してください。  
提出された書類の返却、コピーはできません。控えが必要な場合は、提出前にコピーをお取りください。

※ 必要書類以外を提出されても、選考上考慮しません。

**A すべての方** が必要な書類（※**1**+**2**が必要です）

**1** 基本書類

1 調布市子どもの 保育の利用申込書	2 家庭状況報告書  ※セットに入っている ものは、1の裏面です。	3 児童状況報告書  (両面印刷)	4 認可保育園 入園申込確認票  (両面印刷)
--------------------------	---	----------------------------	-------------------------------------

**2** 保育が必要なことを証明する書類（保護者全員分）（P.8 参照）



**B 該当する方** のみ必要な書類（※あてはまるものすべてが必要です）（P.9 参照）

例えば…

- ・初めて調布市の認可保育園を申込みするお子さま
- ・ひとり親の方
- ・令和5年1月2日以降、調布市に引っ越してきた方
- ・保育士や幼稚園教諭として働いている方
- ・認可外保育施設に預けているお子さま など



**きょうだい2人以上、同時に申込み場合**

A**1**の1（調布市子どもの保育の利用申込書）・A**1**の3（児童状況報告書）・A**1**の4（認可保育園入園申込確認票）とBの7（保育受託証明書）は、それぞれの分が必要です。それ以外の書類は、原本を下のお子さま分、コピーを上のお子さま分に添付してご提出ください。



A すべての方が必要な書類（※1+2が必要です）



1 基本書類

- 1 調布市子どもの保育の利用申込書（記入例：P.28）
- 2 家庭状況報告書（記入例：P.29）
- 3 児童状況報告書
- 4 令和6年度認可保育園入園申込確認票（記入例：P.30）

2 保育が必要なことを証明する書類（保護者全員分）

あてはまる状況すべてについて、必要書類をご準備ください。


※ 書類不足、または不備の場合は、求職活動中として扱います。

 入園案内に同封されている書類  
（ダウンロードも可）  
 ホームページから  
ダウンロードする書類

保護者の状況	必要書類
就労（内定）中	<p>① <b>就労証明書</b>（記入例：P.32～）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 会社員の方は、勤務先に記入してもらいます。</li> <li>※ 自分や親族が書いたもの、証明日から提出日までに3か月以上経過したものは無効</li> <li>・ 自営業（個人事業主）、家族従業者の方は、No.1～29を自分で記入します。</li> </ul>
	<p><b>【自営業（個人事業主）の方（法人の経営者含む）のみ】</b></p> <p>①とあわせて、②+③の書類が必要です。</p>
	<p>② <b>以下のいずれかのうち一つ</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 個人の令和4年分確定申告書（第1・2表）のコピー</li> <li>・ （給与が支払われている場合）令和4年分源泉徴収票のコピー</li> <li>・ （開業したばかりの方）個人事業主の開業届出書または営業許可証のコピー</li> <li>・ 上記のいずれもない場合は、③を直近12か月分＝合計12枚</li> </ul>
	<p>③ <b>売上や収支がわかる書類</b> ひと月あたり1枚×直近3か月分＝合計3枚 （日付と会社名（代表者名）が書かれた請求書・伝票・給与明細・振り込みがわかる通帳のコピーなど）</p>
	<p><b>【家族従業者（親族（3親等以内）が経営している会社等で働いている方）のみ】</b></p> <p>①とあわせて、②+③の書類が必要です。</p>
	<p>② <b>以下のいずれかのうち一つ</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 令和4年分源泉徴収票のコピー</li> <li>・ 上記がない場合は、③を直近12か月分</li> </ul>
	<p>③ <b>給与明細</b> 直近3か月分</p>
疾病・障害	<p>以下のいずれか1つ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>診断書原本</b></li> <li>※ 氏名、診断名、療養期間、「家庭での保育が困難であること」の記載があるもの。</li> <li>※ 証明日から提出日までに3か月以上経過したものは無効。</li> <li>・ <b>障害者手帳等のコピー</b></li> </ul>
妊娠・出産	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>母子健康手帳のコピー</b></li> <li>※ 分娩予定日を書いたページ</li> </ul>
介護・看護	<p>① <b>タイムスケジュール表</b></p> <p>② <b>以下のいずれか1つ</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 介護、看護対象者の通院頻度と場所の記載された診断書原本</li> <li>・ 介護保険証、障害者手帳、ケアプランのいずれかのコピー</li> </ul>
災害復旧	<p>① <b>災害復旧状況等申告書</b></p> <p>② <b>タイムスケジュール表</b></p> <p>③ <b>罹災者に対する証明等の発行書類（罹災・被災証明書等）</b></p>
通学	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>在学証明書</b></li> <li>※ 時間割が書けない場合は、別途カリキュラム等のコピーが必要です。</li> <li>※ 証明日から提出日までに3か月以上経過したものは無効。</li> </ul>
求職活動	書類は不要

B 該当する方のみ必要な書類（※あてはまるものすべてが必要です）

必要書類	
1 初めて調布市で認可保育園を申込み児童	調布市子どものための教育・保育給付認定申請書（記入例：P.31）
2 ひとり親家庭	以下のいずれか1つ <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 児童扶養手当，児童育成手当，ひとり親医療証のいずれかのコピー</li> <li>・ 上記が提出できない場合，戸籍謄本，離婚受理証明書のいずれかの原本</li> <li>・ 離婚調停中の場合は，事件係属証明書，調定期日通知書のいずれかのコピー</li> </ul>
3 生活保護を受けている	生活保護受給証明書
4 保育士または幼稚園教諭の資格があり，保育施設または幼稚園で働いている	保育士証又は幼稚園教諭免許状の写し
5 令和5年1月1日に調布市以外に住んでいた（国内）	令和5年度（令和4年分）住民税課税証明書または非課税証明書（父母分） ※ 合計所得や控除等の記載があるもの。確認ができない世帯は，利用調整上不利になります。
6 令和5年1月1日に国外に住んでいた	① 保育園入園用所得申告書 ② 令和4年分（令和4年1月1日～令和4年12月31日）の所得等が分かる資料
7 有料の認可外保育施設（幼稚園の預かり保育含む）に月ぎめ契約で申込児童を預けている	保育受託証明書（証明日から提出日までに3か月以上経過したものは無効） ※ 保護者のどちらかが途中で「保育が必要な状況」に変更があった（転職，就労から疾病など）場合は，間が1か月以上空いていないことを確認できる書類が必要です。
8 調布市内へ転入予定で申込み	① 誓約書 ② 転入先と転入時期が確認できる書類（建物の賃貸借契約書，売買契約書，工事請負契約書等のコピー） ※ 親族との同居等で②がない場合は，住宅の所有者が同居を認める記載がある同意書（任意様式）
9 受領印が押された申込書のコピーが必要（育休延長の際の手続きや書類到着確認のために必要な方）	返信用封筒（長形3号封筒に84円切手を貼って，返送先を記入したもの）

 これから出産予定のお子さまを4月入園で申込みされる方は，以下の書類提出に注意してください。

必要な書類	出産前	出産後
A①の1 調布市子どもの保育の利用申込書	氏名欄：「名字 ベビー」 生年月日：出産予定日 を書いて提出します。	氏名欄：本名 生年月日：実際の出生日 を書いて再度提出します。
A①の3 児童状況報告書	提出は不要です。 代わりに，「母子手帳の分娩予定日を書いたページのコピー」を提出してください。	提出が必要です。
Bの1 調布市子どものための教育・保育給付認定申請書	提出は不要です。	提出が必要です。

※ 「出産後」の書類は速やかに提出してください。提出がないと選考結果をお知らせできません。

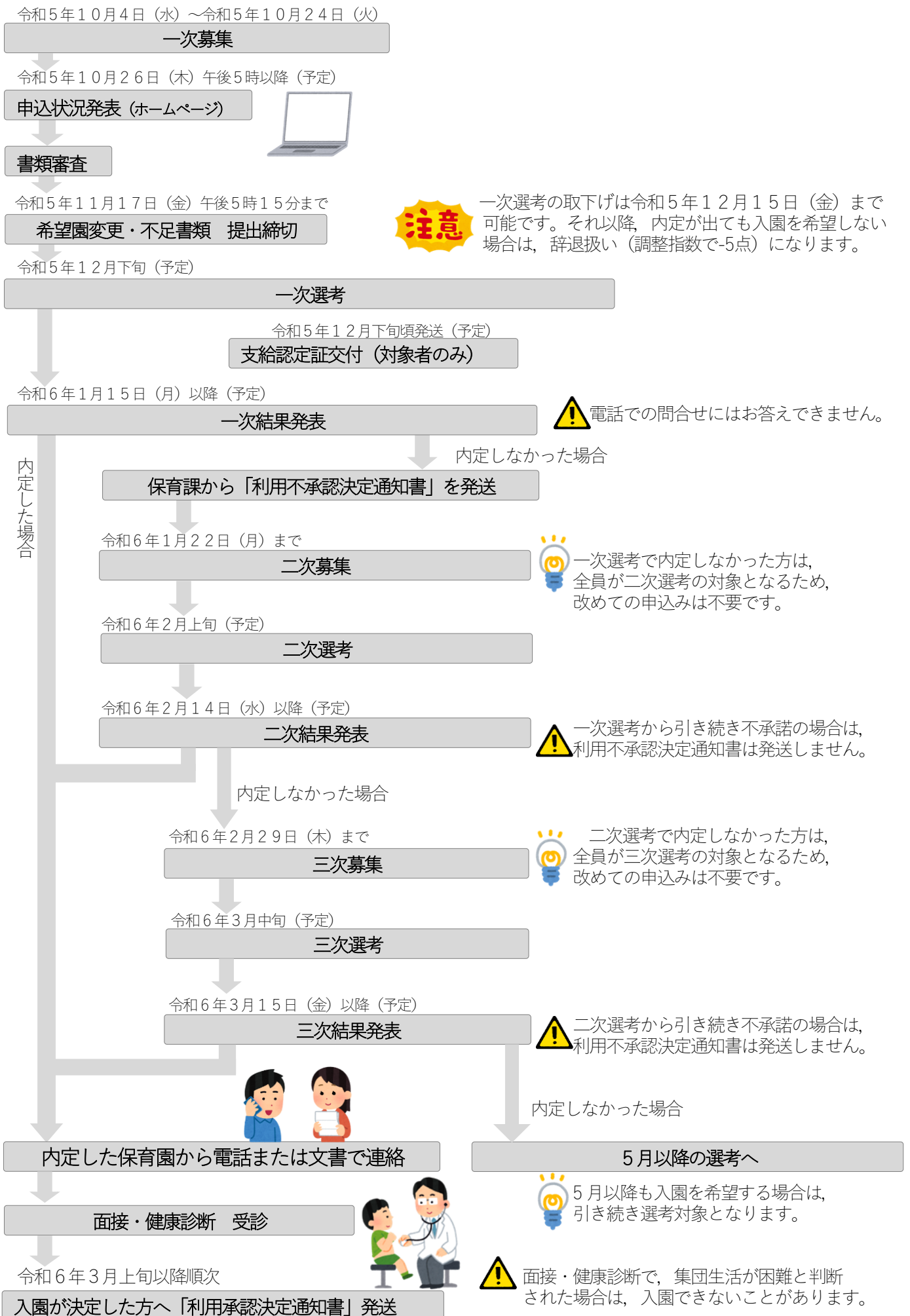
※ 出産予定で申込みしたお子さまが，令和6年4月1日時点で希望園の受入年齢（P.34 参照）に達していない場合，選考対象外です。

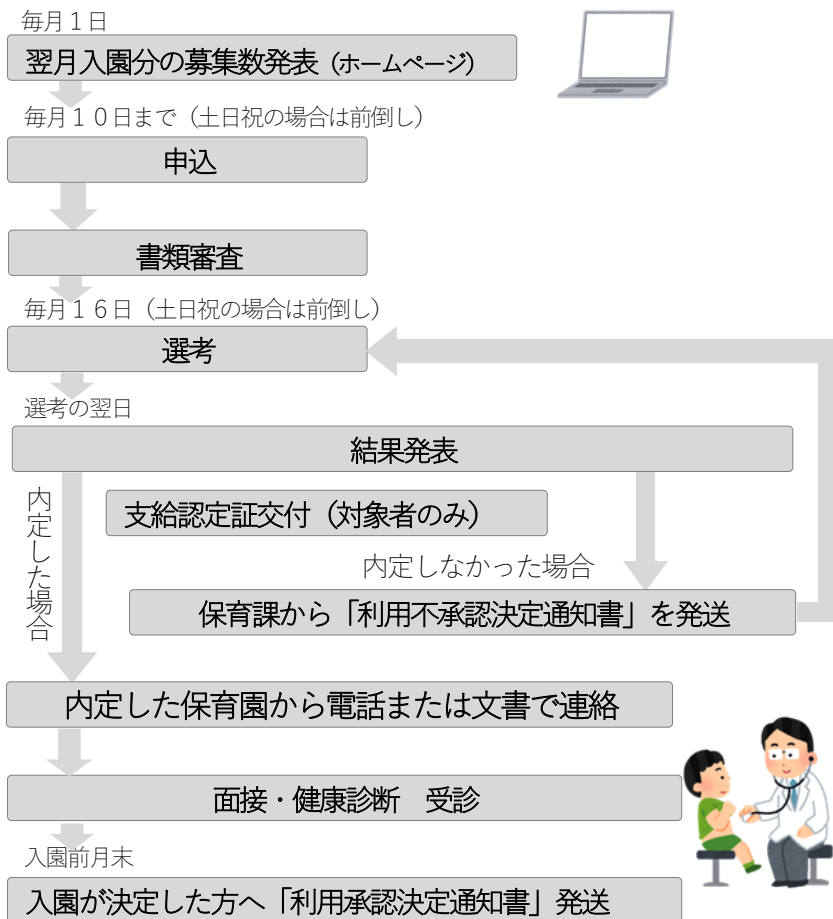
（例：受入年齢が生後57日以降の保育園の場合，令和6年2月5日（月）以降に生まれた子）

※ 令和6年5月以降入園希望の場合は，出産後に申込みしてください。

## 4 申込みから決定までの流れ

令和6年4月入園希望の場合





翌月以降も入園を希望する場合は、引き続き自動的に選考対象となります。

翌月以降も引き続き不承諾の場合は、利用不承認決定通知書は発送しません。

面接・健康診断で、集団生活が困難と判断された場合は、入園できないことがあります。

## 5 申込み中の変更について



世帯の状況は、申込み時から入園時まで継続しているものとして選考します。そのため、申込みから入園までの間に利用調整指数 (P.14) が変わる世帯状況の変更 (例：就労時間が週40時間→週35時間に減った) があった場合は内定取消となります。入園後に判明した場合、原則として退園になります。

申込み中に以下に当てはまる場合は、必ず各月の締切日までに該当の書類をご提出ください。

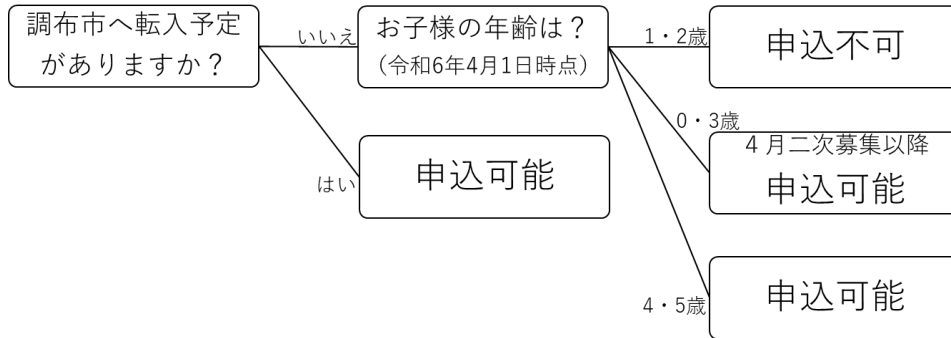
変更事項例	提出書類	
入園や転園の意思がなくなった	保育所入所内定辞退・入所 (転所) 申請取下届	
希望園を追加・変更したい	添付書類は不要	
住所・電話番号が変わった		
保護者の勤務状況	調布市子どもの保育の利用に係る申込事項変更届	
退職した		添付書類は不要
転職した		退職日がわかる書類 就労証明書 (※就労開始後に発行されたもの)
復職した		就労証明書 (※復職日以降に発行されたもの)
勤務時間・日数が変わった		就労証明書 (※変更日以降に発行されたもの)
求職中から就労 (内定) した 内定から就労を開始した		就労証明書 就労証明書 (※就労開始後に発行されたもの)
家庭状況	保護者となった方の 「保育が必要なことを証明する書類 (P.8 参照) 」 離婚受理証明書のコピー 事件係属証明書, 調定期日通知書等のコピー 添付書類は不要です	
結婚した		
離婚した		
離婚調停している		
世帯の人数が増減した	添付書類は不要です	
認可外保育施設を利用し、 復職 (就労開始) した	保育受託証明書 就労証明書 (※復職 (就労開始) 日以降に発行されたもの)	

## 6 市外からの申込み、市外への申込みについて



(1) **調布市外の方が**、調布市の保育園を申込み場合

① 申込み可能かどうか確認してください。



② 調布市の必要書類 (P.7 参照) を用意します。

**!** 一部の書類については、以下のとおりご用意ください。

必要な書類	転入前	転入後
A1の1 調布市子どもの保育の利用申込書	申込時点の住所を書いて提出します。	調布市の住所を書いて再度提出が必要です。
Bの1 調布市子どものための教育・保育給付認定申請書	提出は不要です。	調布市の住所を書いて提出が必要です。
Bの8 ①誓約書, ②転入先と転入時期が確認できる書類	提出が必要です。	

※ 現在お住まいの市区町村で、別に書類が必要な場合があります。事前に確認してください。

③ 現在お住まいの市区町村へ書類を提出します。

**!** 申込み締切 (P.4 参照) までに、お住まいの市区町村から調布市へ申込書を転送してもらう必要があります。いつまでに提出すれば、調布市の締切に間に合うかを事前に確認してください。

④ 転入後、調布市保育課へA1の1 (調布市子どもの保育の利用申込書) と Bの1 (調布市子どものための教育・保育給付認定申請書) を提出します (郵送可)。


**!** 結果に関わらず、必ず提出してください。転入後のお手続がない場合は、申込みは無効です。

**重要!**


- ・ 転入予定での入園可能月は、調布市へ転入した翌月からです。  
(転入前や転入当月からの入園はできません。)
- ・ 4月申込み受付期限までに「転入先と転入時期が確認できる書類 (賃貸・建物の売買契約書等のコピー)」を用意できない場合は、令和6年3月29日 (金) まで (5月申込み以降は、各受付期間内 (P.4 参照) ) に調布市保育課にご提出ください。
- ・ すでに調布市外の認可保育園等を利用して、下の子の育児休業中の場合も、調布市の認可保育園に入園後1か月以内に復職が必要です。

(2) 調布市民の方が、市外の保育園を申込み場合

① 申込み可能かどうか確認してください。

 自治体によって、申込みできる条件や年齢が違います。必ず確認してください。

② 入園希望先の自治体の必要書類を用意します。

 指定の様式でご用意ください。調布市が別途求める書類はありません。

③ 調布市へ書類を提出します。

入園希望先の自治体の締切は？

年	月	日
---	---	---

**重要!**

←締切のおおむね**10日前**までに調布市保育課へご提出ください。

※ それを過ぎる場合は、事前に必ずご連絡ください。

④ 調布市から入園希望先の自治体へ申込み書類を送付します。

⑤ (調布市から転出予定の方) 転入手続時に保育園担当部署にて申込み手続をしてください。

**注意**

入園希望先の市区町村へ転出予定で申込み場合、調布市民としての市内保育園の申込みはできません(0・3歳児(4月二次募集以降)、4・5歳児を除く。)

(3) 調布市へ転入後も 引き続き市外の保育園を継続通園する場合

① 継続通園可能かどうか、通園中の保育園がある自治体へ確認してください。

② 転入手続時に、調布市保育課にて必要書類を提出してください。

必要な書類	注意点
A <span style="border: 1px solid black; padding: 1px;">1</span> の1 調布市子どもの保育の利用申込書	第1希望の欄に、通園中の保育園名を記入します。
Bの1 調布市子どものための教育・保育給付認定申請書	「保育が必要なことを証明する書類」は、転入前の自治体から調布市が取り寄せるため、原則、提出不要です。取り寄せられない場合のみ、保護者からご提出いただくことがあります。

(4) 市外へ転出後も 引き続き調布市の保育園を継続通園する場合

① 継続通園可能かどうか、転入先の自治体へ確認してください。

② お通りの園へ「調布市子どもの保育の利用に係る利用休止・終了届出書」をご提出ください。

調布市民としての利用を終了するためのものです。原則、利用終了日の10日前までにご提出ください。  
届出書の「引き続き通園を希望する」の欄に○をつけてください。

③ 転入手続時に保育園担当部署にて、継続通園の手続を行ってください。

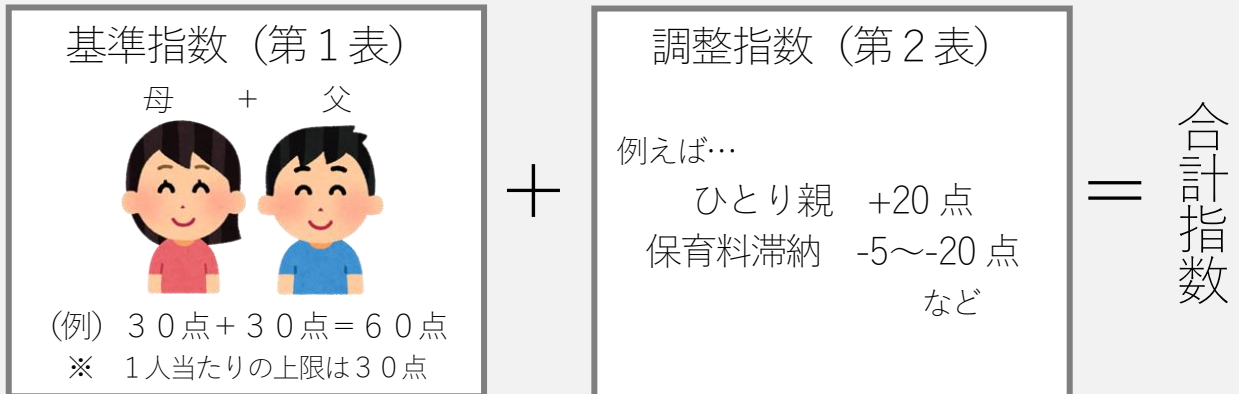
手続方法は、転入先の自治体へご確認ください。手続がされない場合、継続通園できません。

## 7 選考（利用調整）について



### 保育園に入れる人はどうやって決まるの？

世帯の状況を点数（指数）化して、合計指数の高い方から順番に並べます。



### 合計指数が同点だった場合は？

優先順位表（第3表）を使って、順位付けをします。 →詳細は、P.16へ



同じクラス（学年）の申込者の中で順位が決まったら、上位から空いている園をあてはめます。

例えば…東部保育園、宮の下保育園、上石原保育園にそれぞれ1枠募集がある場合

	合計指数	第1希望	第2希望	第3希望	第4希望	第5希望	第6希望	結果
Aさん	80点	下布田	富士見	—	—	—	—	不承諾
Bさん	60点	金子	神代	第五	東部	富士見	下布田	東部に内定
Cさん	55点	宮の下	上石原	下布田	富士見	—	—	宮の下に内定

→結果は、Aさんは不承諾、Bさんは東部保育園、Cさんは宮の下保育園に内定です。

上石原保育園は空きがあるままとります。



**重要!** 希望する保育園が決まったら、申込書には行きたい順番に書きましょう！

上の表で、Cさんは、本当は上石原保育園に行きたかったけれど、入りやすそうという理由から、宮の下保育園を第1希望にしました。結果、上石原保育園は空いています。

Cさんが、上石原保育園に行くためには、宮の下保育園を辞退（調整指数で-5点がつきます）し、次の選考にかけるか、一度宮の下保育園に通ってから、上石原保育園に転園希望を出すこととなります。



第1表 基準指数表

類型番号	父母の状況			基準指数	
	類型	項目	細目		
1	不存在	不存在	死亡，離別，行方不明，拘禁	30	
2	心身障害	心身障害	身体障害者手帳1・2級，療育手帳（愛の手帳）1～3度，精神障害者保健福祉手帳1・2級	30	
			身体障害者手帳3級，療育手帳（愛の手帳）4度，精神障害者保健福祉手帳3級	27	
			身体障害者手帳4級	25	
3	疾病	入院	おおむね1か月以上（予定含む）	30	
			寝たきりの状態，入院を要するような精神性疾患・感染症に罹患	30	
		居宅	上記には至らないが長期安静（1か月以上）を要する，精神性疾患・感染症に罹患	27	
			上記以外で保育園等の利用の必要性が認められる	25	
4	出産	出産	妊娠・出産のため，保育が困難	21	
5	就労	☒ 外勤 自営中心者	週40時間以上の就労を常態	30	
			週37.5時間以上の就労を常態	28	
			週35時間以上の就労を常態	26	
			週32時間以上の就労を常態	24	
			週30時間以上の就労を常態	22	
			週28時間以上の就労を常態	20	
			週24時間以上の就労を常態	18	
			週21時間以上の就労を常態	16	
			週12時間以上の就労を常態	10	
			※ 就労時間に対して妥当な給与等（最低賃金額以上の額）を支給されていない場合を指します。	自営中心者以外	週40時間以上の就労を常態
		週37.5時間以上の就労を常態			26
		週35時間以上の就労を常態			24
		週32時間以上の就労を常態			22
		週30時間以上の就労を常態			20
		週28時間以上の就労を常態			18
		週24時間以上の就労を常態			16
		週21時間以上の就労を常態			14
		週12時間以上の就労を常態			8
		内職			週32時間以上の就労を常態
			週21時間以上の就労を常態	14	
週12時間以上の就労を常態	8				
6	就労内定	就労内定	入園月から週40時間以上の就労を予定	22	
			入園月から週35時間以上の就労を予定	18	
			入園月から週30時間以上の就労を予定	14	
			入園月から週24時間以上の就労を予定	10	
			入園月から週12時間以上の就労を予定	6	
7	介護・看護 (3親等以内の親族)	病院等☒添い	入院，施設通所等のため，日中に付添いが常時必要で週5日以上である	30	
			入院，施設通所等のため，日中に付添いが4時間以上必要で週3日以上である	25	
			その他保育園等の利用の必要性が認められる場合	20	
		自宅療養	要介護3～5，身体障害者手帳1・2級，療育手帳（愛の手帳）1・2度，精神障害者保健福祉手帳1・2級の親族の介護	30	
			身体障害者手帳3級，療育手帳（愛の手帳）3・4度，精神障害者保健福祉手帳3級の親族の介護	25	
			その他保育園等の利用の必要性が認められる場合	20	
8	災害	災害	自宅の損傷や災害からの復旧のため，保育が困難	30	
9	通学等	技能習得	職業訓練校または就労を目的とした技能施設に月48時間以上通う	28	
		通学	大学，大学院，短期大学，専門学校に月48時間以上通う	26	
		その他	その他の学校で月48時間以上受講する	22	
10	通学等内定	通学等内定	入園月から通学することが内定している	22	
11	求職	求職	求職活動（起業準備）するため，保育が困難	5	

第2表 調整指数表

類型番号	世帯の状況	調整指数
①	ひとり親家庭（離婚調停中含む）	20
②	生活保護を受けている	10
③	児童虐待の防止や保護者の自立促進のため、特別な支援が必要と認められる	15
4	1年以上前から有償の認可外保育施設を毎月160時間以上月ぎめで利用している子で、 父母ともに「保育が必要な状況（求職・育児休業を除く）」が継続している	2
5	6か月以上1年未満前から有償の認可外保育施設を毎月160時間以上月ぎめで利用している子で、 父母ともに「保育が必要な状況（求職・育児休業を除く）」が継続している	1
6	こんべいとう保育園、家庭的保育事業たんぼを卒園予定	4
7	兄弟姉妹で異なる認可保育園に通っていて、どちらかの保育園に転園を希望している	2
⑧	保護者のどちらかが保育士資格が幼稚園教諭免許をもち、次のいずれかの施設で働いている（予定含む） 認可保育所、認定こども園、地域型保育事業、認可外保育施設、企業主導型保育施設、幼稚園	1
9	第1表の同じ類型番号で、異なる項目に2か所以上当てはまり、そのうち高い方の基準指数が30を下回る	22～2
10	認可保育園の利用を辞退した児童（辞退した年度中のみ対象）	-5
11	保育料を3か月分以上滞納している（既に卒園した兄弟姉妹の分を含む）	-5～-20



番号に○がついている項目は、転園申込みの場合は、適用しません。

第3表 同点の世帯の優先順位のつけ方

	申込みの状況	優先順位	
		高	低
1	締切までに必要な書類が全て提出されている	○	×
2	入園日時時点で市内に申込み子の住所がある（転入予定含む）	○	×
3	基準指数が高い	○	×
4	有償の認可外保育施設を月ぎめで利用している子で、 父母ともに「保育が必要な状況（求職活動・育児休業を除く）」が継続している	○	×
5	兄弟姉妹が通っている保育園を申込み、または兄弟姉妹で同時に同じ保育園を申込み	○	×
6	申込児童の令和5年1月1日時点の住所	市内	市外
7	第1表の類型番号	小	大
8	保護者の合計所得金額の合算÷世帯の人数	低	高
9	同じ世帯の子どもの人数	多	少



第3表では、1から順番に優先順位を確認し、同点の方と差がついた時点でストップします。



第1～3表までを順位表にすると、このようになります。

順位	氏名	合計 指数	第1表	第2表	第3表									
			基準 指数	調整 指数	1	2	3	4	5	6	7	8		
1位	Aさん	80点	60点	20点										
2位	Bさん	60点	60点	-	○	○	○	○						
3位	Cさん	60点	60点	-	○	○	○	×	○	市内	5	150万円		
4位	Dさん	60点	60点	-	○	○	○	×	○	市内	5	200万円		
5位	Eさん	60点	60点	-	○	○	○	×	○	市外				
6位	Fさん	60点	58点	2点	○	○	×							
7位	Gさん	55点	55点	-										

合計指数で差がついているので、第3表は使いません

差がついた時点で、それ以降の項目は使いません。

合計指数は同点ですが、基準指数で差がつかます。



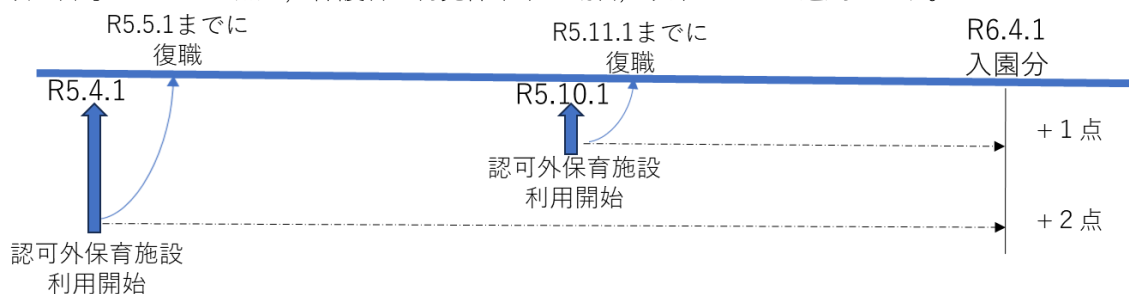
## 選考（利用調整）の考え方

### 第1表について

- 同じ類型番号・同じ項目内で2つ以上当てはまる細目がある場合、合算はできますが、上限は一人30点です。ただし、就労の同じ項目内の合算は、勤務時間数の合算で指数を付けます。  
(例：精神障害者保健福祉手帳3級と身体障害者手帳4級をもっている方：27点+25点=~~52点~~→30点  
外勤を週30時間と自営中心者を週5時間のWワークの方：週35時間=26点)
- 「就労」の中の各項目は、以下のように分類します。
  - 外勤  
法人等（申込むお子さまから見て三親等以内の親族が経営している場合を除く）に雇用されている場合
  - 自営中心者  
次のいずれかに当てはまる場合
    - ・ 法人の経営者
    - ・ 個人事業主（開廃業等届出書や営業許可証などで確認できる場合、または就労時間に対して妥当な対価（最低賃金以上の額）を得ている場合）
    - ・ 申込むお子さまから見て三親等以内の親族が経営している法人で雇用されていて、かつ就労時間に対して妥当な対価（最低賃金以上の額）が支給されている場合
  - 自営中心者以外  
外勤・自営中心者以外で、就労時間に対して妥当な対価（最低賃金以上の額）が支給されていない場合
- 「就労証明書」の就労時間・就労日数と直近の就労実績に差がある場合は、就労実績に基づいて選考します。
- 指数付けする際の就労時間は、雇用契約上の就労時間であり、育児短時間勤務制度利用前の時間数です。また、休憩時間（1日あたり1時間30分まで）も含まれます。

### 第2表について

- 類型番号①・②は、重複して適用しません。
- 類型番号4・5の加点は、保護者が育児休業中の場合、以下のように適用します。



また、保護者のどちらかが途中で「保育が必要な状況」に変更があった（転職、就労から疾病など）場合は、間が1か月以上空いていなければ、保育が必要な状況が継続しているものとみなします。

- 類型番号⑧のうち「認可外保育施設」とは、内閣府または都道府県知事に届出をしている施設に限ります。

### 第3表について

- 項目6について、申込むお子さまがまだ生まれていない場合は、「父または母の令和5年1月1日時点の住所」と読み替えます。
- 項目8について、父母どちらかの合計所得金額が確認できない場合は、最高額とみなします。

## 8 育児休業明け入園予約制度について【令和6年度から新設】

育児休業中の保護者が、0歳の4月入園に合わせて育休を切り上げたり、1歳の4月に入園できるか不安な思いをすることなく、お子さまの1歳の誕生日まで育休を取得できるよう、復職に合わせて年度途中からの入園を予約する制度です。



申込みできる方は、以下のすべてに当てはまる方です。

- ・ 申込み時点で、お子さまの住民登録が市内にある
- ・ 入園予約制度を希望している
- ・ 「育児・介護休業法」に基づく育児休業をお子さまの1歳の誕生日の前日まで取得（予定）しており、育児休業に係る給付金を受け取っている
- ・ 申込むお子さまの誕生日が、令和5年5月2日から令和6年4月1日である

お子さまの生年月日によって、申込み時期や申込むことができる保育園が変わります。

	前期	後期
申込む子の生年月日	令和5年5月2日～令和5年10月1日生	令和5年10月2日～令和6年4月1日生
入園時期	令和6年5月～令和6年9月入園	令和6年10月～令和7年3月入園
実施園	第五保育園・神代保育園	宮の下保育園・富士見保育園・東部保育園
募集人数	各園1名（0歳児クラス）	
申込み期間	令和5年10月4日（水）～令和5年10月24日（火）	令和6年5月27日（月）～令和6年6月14日（金）
結果連絡	令和5年11月下旬	令和6年6月下旬



### 申込み方法

通常の新規申込みに必要な書類（P.7～9 参照）に加えて、「育児休業明け入園予約申込書兼同意書（ホームページからダウンロード可）」を提出します。郵送または専用BOX（前期のみ）で提出する場合は、封筒の表面に「予約」と赤字で大きく記入してください。電子申請での受付はできません。



内定した場合は「利用内定通知書」を、内定しなかった場合は「利用不承認決定通知書」を送付します。

### 注意

- 希望できる園は1園のみです。
- 書類に不備・不足があつて再提出する場合や、希望園を変更する場合も、期間内に提出が必要です。
- 1歳の誕生日の前日が属する月からの入園です。それ以外の月は認められません。
- 入園した翌月1日までの復職が必要です。
- 通常の入園選考と先に内定が出た方を優先し、もう一方は強制的に取下となります。
- 内定が出た場合、入園予約のキャンセルはできません。（キャンセルされた場合は、通常の入園選考において減点となるほか、再度入園を希望する場合は、新たに書類の提出が一式必要です。）
- 「集団保育が困難」などと判断される場合は、選考対象外となります。
- 申込者が募集人数を上回る場合は選考となりますが、選考方法は、通常の入園選考と同様です。
- 入園予約制度の「利用不承認決定通知書」は、通常の入園選考の不承諾を示すものではありません。育児休業の延長の手続には使用できませんので、ご注意ください。

<b>育児休業明け入園予約申込書兼同意書</b>				
調布市長宛		令和 <span style="background-color: #ffff00;">5</span> 年 <span style="background-color: #ffff00;">10</span> 月 <span style="background-color: #ffff00;">4</span> 日		
次のとおり、保育園の入園予約を申込みます。				
入園希望児童	カナ	<span style="color: red;">チョウフ イチロウ</span>	生年月日	令和 <span style="background-color: #ffff00;">5</span> 年 <span style="background-color: #ffff00;">8</span> 月 <span style="background-color: #ffff00;">5</span> 日
	氏名	<span style="color: red;">調布 一郎</span>		
育児休業取得保護者	住所	調布市 <span style="background-color: #ffff00;">小島町2-35-1</span>		
	カナ	<span style="color: red;">チョウフ ハナコ</span>	育児休業取得期間	
	氏名	<span style="color: red;">調布 花子</span>	令和 <span style="background-color: #ffff00;">6</span> 年 <span style="background-color: #ffff00;">8</span> 月 <span style="background-color: #ffff00;">4</span> 日まで	
希望園（1園のみに○）		同じ月を記入		
前期	令和6年5月～令和6年9月の場合	入園希望日（1歳の誕生日の前日が属する月）		
	<span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">○</span> 第五 神代	令和 <span style="background-color: #ffff00;">6</span> 年 <span style="background-color: #ffff00;">8</span> 月 1日から		
後期	令和6年10月～令和7年3月の場合	次の月を記入		
	宮の下 富士見 東部	入園できた場合の復職期限		
		令和 <span style="background-color: #ffff00;">6</span> 年 <span style="background-color: #ffff00;">9</span> 月 1日まで		
入園予約制度が不承諾だった場合、通常の選考は、				
どちらかに○	<input type="checkbox"/> ・入園を希望しません。 （申込は取下げとなります。新たな申込書を御提出いただかない限り、選考の対象になりません。）			
	<input checked="" type="checkbox"/> ・入園を希望します。（希望開始日を記入） 令和 <span style="background-color: #ffff00;">6</span> 年 <span style="background-color: #ffff00;">4</span> 月 1日入園分から			

## 9 早生まれ枠について

令和6年2月5日から4月1日までに生まれたお子さまは、令和6年4月1日に認可保育園は入園できません。受入れ年齢に達した月から入園することができるよう、以下の保育園では、早生まれのお子さま用の枠を設けています。必要書類（P.7参照）を令和6年4月10日（水）までに提出してください。

園名	住所	受入開始年齢	定員
下布田保育園	布田2-27-4	生後57日目	1名
金子保育園	西つつじヶ丘4-16-7	満3か月	1名
上石原保育園	上石原2-8-3	生後57日目	1名

対象者：令和6年4月入園で待機中または5月入園で申し込んだ方  
 入園日：5月1日，6月1日，7月1日（誕生日によって異なります。）  
 選考：令和6年4月16日（火）



## IV 入園内定後について

### 1 入園直後の手続き

以下に該当する方は、入園後の就労状況を確認する必要があります。**事実発生日以降**に作成した必要書類を、期限内に必ずお通りの保育園に提出してください。必要書類は、「利用承認決定通知書」に同封します。



**就労期限を過ぎた場合や、必要書類の提出がない場合は、退園になります。**

	就労期限	必要書類	提出期限
申込み時点で <u>育児休業中</u>	入園月の 翌月1日までに復職	復職証明書 <small>(育休がある個人事業主・家族従業者の方のみ)</small>	復職 (就労開始) 後、 2週間以内
		復職後の売上がわかる書類か給与明細	
入園時点で <u>産前産後休暇中</u>	産休終了後の 翌月1日までに復職 <sup>(※)</sup>	復職証明書 <small>(個人事業主・家族従業者の方のみ)</small>	
		復職後の売上がわかる書類か給与明細	
申込み時点で <u>就労内定</u>	入園日までに就労開始	就労証明書	
申込み時点で <u>求職活動中</u>	入園後 3か月以内に就労開始	就労証明書	

(※) 入園したお子さまを申込み時から入園前まで月ぎめで契約している認可外保育施設等に預けていた場合は、産休期間終了後に育児休業を取得することなく復職が必要です。



保育園は、保育が必要なお子さまをお預かりする施設です。そのため、一度復職した後に、**再度入園した**お子さまの育児休業を取得することや、もう一方の保護者が替わって育児休業を取得することは、保育の必要性が認められないため、**退園**となります。ご注意ください。



### 内定後のよくあるご相談



育児休業中ですが、復職せずに転職を考えています。

→申込み時と入園時で同じ条件であることが前提のため、原則内定取消になります。入園後、復職した後の転職(退職から3か月以内に開始)は問題ありません。

やむを得ず復職前に転職する場合は、退職から1か月以内かつ入園時点(復職期限ではありません)で同じ条件で就労している必要があります。



派遣社員です。産休前はフルタイムで働いていました。復職後の派遣先を派遣元と相談したところ、フルタイムの仕事は紹介できないと言われました。

→復帰時点で同じ指数ではない場合、内定取消になります。



求職活動中として入園しました。3か月以内に就労開始できそうにありません。

→3か月以内に月48時間以上の就労を開始されない場合、退園になります。




育児休業中で、復職を予定していましたが、妊娠が判明しました。引き続き産休をとっても上の子は保育園に通い続けられますか？

→上のお子さまの入園後に一度復職し、その後下のお子さまの産休・育休を取得することは可能です。上のお子さまの入園日に既に下のお子さまの産休に入られている場合は、産後休暇明け翌月1日までの復職が必要です。

## 2 保育の必要量

P.2「3認定について」の認定区分のうち、2・3号認定は、「保育を必要とする理由」や「保護者の就労時間」によって、「標準時間認定」と「短時間認定」に分類、決定されます。

 決定した認定区分によって、保育園を利用できる時間が異なります。

認定区分	保護者の要件	保育時間 (下記のうち保育を必要とする時間)	延長保育
標準時間認定	月120時間以上の就労、出産、 疾病、障害、看護・介護、通学等	7:00～18:00	18:01以降
短時間認定	月48時間以上120時間未満の就労、 在園児以外の子どもの育休取得中、求職中	8:30～16:30	7:00～8:29 16:31以降

**重要!** 認定区分は、毎月1日時点の状況で決まります。

求職活動中だったが、月の半ばから就労を開始したなど、月途中から保育時間の変更が必要な場合は、お通いの保育園にご相談ください。

また、家庭状況の変更について、すみやかに届出をお願いします(P.22参照)。

## 3 ならし保育

保育園での集団保育は、家庭とは環境が大きく異なり、小さなお子さまにとっては大きな負担となります。そのため、入園後しばらくは、保育時間を通常より短くする「ならし保育」を行うことがあります。「ならし保育」の期間や時間は、保育園やお子さまの状況によって異なりますので、内定した保育園にご相談ください。

※ 「ならし保育」の期間によって、復職期限などを延長することはありません。

※ 転園の場合も、転園先での「ならし保育」が必要な場合があります。




## 4 現況届出書の提出

認可保育園を利用している方は、「子ども・子育て支援法」に基づき、毎年「保育を必要とする理由」に該当しているかを確認するために、「現況届出書」の提出が必要です。

提出書類は、毎年夏頃ご案内します。



 期限までに必要な書類の提出がない場合は、保育の必要性が判断できないため、退園となります。



## 5 入園後に家庭状況が変わった場合

保護者やお子さまの状況に変化があった場合は、すみやかに以下の書類をご提出ください。

就労状況などに変更があったにも関わらず、届出がされない場合は、原則として退園になります。



提出先は、お通りの保育園です。きょうだい同園の場合は、1通ご提出ください。

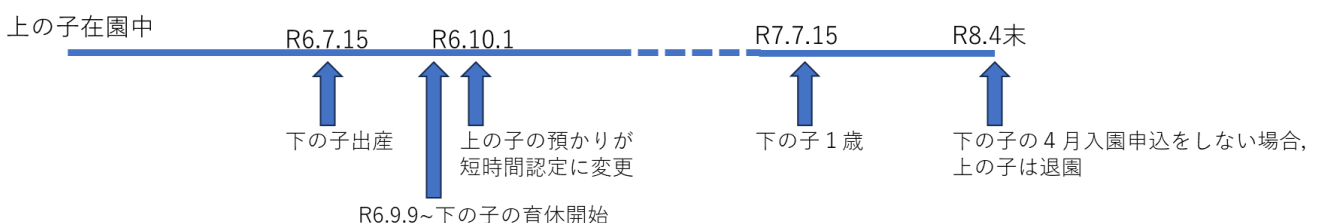
きょうだい別園の場合は、下のお子さまの園に原本を、上のお子さまの園にコピーをご提出ください。

変更事項例	提出書類	
退園する・市外へ転出する	調布市子どもの保育の利用に係る利用休止・終了届出書 (転出後も引き続き調布市の保育園を継続通園希望の場合は、P.13 参照)	
1か月以上保育園を連続して休む (※3か月以上休む場合は退園です)	調布市子どもの保育の利用に係る利用休止・終了届出書	
市内で転居した	調布市子どもの保育の利用に係る異動届出書	添付書類は不要
保護者の電話番号が変わった		母子健康手帳のコピー (※分娩予定日を書いたページ)
母が妊娠し、産前産後休暇を取得する		就労証明書 (※育児休業の期間が書かれたもの) (個人事業主・家族従業者の方のみ) 就業規則のコピー (※育児休業取得可能であることが分かるもの)
(育児・介護休業法に基づく) きょうだいの育児休業を取得する		育児に伴う休業申告書 (自営業・パートタイム勤務用)
(個人事業主・育休のないパートなどの方) 育児に伴う休業を取得する		就労証明書 (※復職後に復職日が書かれたもの) (個人事業主・家族従業者の方のみ) 復職後の売上がわかる書類か給与明細
(入園時以外) 産前産後休暇や育児休業から復職する		退職日がわかる書類
保護者の勤務状況		退職日がわかる書類 就労証明書 (※就労開始後に発行されたもの)
退職した		就労証明書 (※変更日以降に発行されたもの)
1か月以上間を空けずに転職した		就労証明書 (※就労開始後に発行されたもの)
勤務時間・日数が変わった		
求職中から就労した		
家庭状況		
結婚した	保護者となった方の 「保育が必要なことを証明する書類 (P.8 参照)」	
離婚した	離婚受理証明書のコピー	
氏名変更	添付書類は不要	

※ 「調布市子どもの保育の利用に係る利用休止・終了届出書」と「調布市子どもの保育の利用に係る異動届出書」は保育園にあります (市ホームページからダウンロードも可)。



上のお子さまの在園中に下のお子さまの育児休業 (育児・介護休業法に基づく) を取得する場合について  
上のお子さまの在園は、下のお子さまの1歳の誕生日の翌年度4月末日まで可能です。ただし、下のお子さまの認可保育園の入園申込みをして、不承諾が続いている場合は、引き続き利用可能です。





## 6 保育料（利用者負担額）・給食費・延長保育料について

### (1) 保育料（0～2歳児クラス）

保育料は、お子さまを保育園で保育するために必要な費用の一部を保護者に負担していただくものです。世帯の負担能力に応じて、市民税額によって決定しています。3～5歳児クラスに通うお子さまは、保育料はかかりません（幼児教育・保育の無償化）。



保育料の決定通知書は、入園月の中旬までに発送しています。

令和5年度	令和6年度		令和7年度
9月分～翌年3月分	4月分～8月分	9月分～翌年3月分	4月分～8月分
令和5年度の市民税額により決定 (令和4年1月～12月の所得)		令和6年度の市民税額より決定 (令和5年1月～12月の所得)	

### 注意

- ・ 市民税が**未申告**の方や市民税額が確認できない場合は、保育料を**最高額**として決定します。
  - ・ 保育料を決定する際の市民税額は、調整控除後、かつ、住宅借入金等特別控除、寄付金税額控除、配当控除、外国税額控除等控除前の**所得割額**です。
  - ・ 日本国外で収入のあった方は、「**保育園入園用所得申告書**」と「**年間の収入額・控除額等が確認できる書類**」の提出が必要です。入園申込み時に、提出している期間分は不要です。
  - ・ 政令指定都市にお住まいだった場合、従前の市民税率6%とみなして市民税額を計算し、保育料を決定します。
  - ・ 父母が市民税非課税の場合は、同一世帯かどうかにかかわらず、**同居の祖父母等の市民税**で保育料を算定します。
  - ・ 父母が**離婚調停や別居等**をしている場合でも、父母ともに保育料の算定対象となります。
- ※ DV等の証明書が提出された場合には父（または母）は算定の対象としません。
- ・ **保育料は月額**です。毎月1日時点で在籍している場合は、月の途中で利用をやめても、1か月分の保育料をお支払いいただきます。また、保育園を休園している場合も保育料は減額されません。
  - ・ 認定区分（保育必要量も含めて）の変更があった場合は、認定が変更された月分から変更後の区分に応じた保育料に変更します。

次に該当する方は、保育料が**変更**になる可能性があります。必ず保育課までご連絡ください。

※ 結婚・離婚による保育料の変更は、戸籍上の届出日の翌月からです。

- ・ 結婚した
- ・ 離婚した
- ・ 祖父母と同居（別居）になった
- ・ 生活保護を受ける（受けない）ことになった
- ・ 修正申告をした
- ・ 世帯の中に障害者手帳を発行された人がいる
- ・ 保護者の失業（自己都合を除く）や災害による損失により、保育料の納付が著しく困難になった など



保育料（0～2歳児クラス） 金額表

各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分		第1子		第2子 以降		
		保育標準時間	保育短時間			
A階層	生活保護法の規定による保護を受けている者又は中国残留邦人等に 係る支援給付を受けている者が属する世帯	円 0	円 0	円 0		
B階層	市民税非課税世帯	0	0	0		
C階層	均等割のみ課税世帯	3,000	2,900	0		
D 階 層	所得割税額が右の 区分に該当する世帯	第1階層	3,000 円 未満	3,700	3,600	0
		第2階層	3,000 円 以上 6,000 円 未満	4,400	4,300	0
		第3階層	6,000 円 以上 10,000 円 未満	6,400	6,300	0
		第4階層	10,000 円 以上 20,000 円 未満	8,400	8,300	0
		第5階層	20,000 円 以上 30,000 円 未満	10,500	10,400	0
		第6階層	30,000 円 以上 40,000 円 未満	12,500	12,400	0
		第7階層	40,000 円 以上 60,000 円 未満	14,600	14,400	0
		第8階層	60,000 円 以上 80,000 円 未満	16,800	16,600	0
		第9階層	80,000 円 以上 100,000 円 未満	19,000	18,800	0
		第10階層	100,000 円 以上 120,000 円 未満	21,300	21,100	0
		第11階層	120,000 円 以上 150,000 円 未満	23,600	23,400	0
		第12階層	150,000 円 以上 185,000 円 未満	26,000	25,800	0
		第13階層	185,000 円 以上 240,000 円 未満	28,600	28,300	0
		第14階層	240,000 円 以上 265,000 円 未満	31,400	31,100	0
		第15階層	265,000 円 以上 290,000 円 未満	34,200	33,900	0
		第16階層	290,000 円 以上 320,000 円 未満	37,100	36,800	0
		第17階層	320,000 円 以上 350,000 円 未満	40,100	39,800	0
		第18階層	350,000 円 以上 390,000 円 未満	43,100	42,700	0
		第19階層	390,000 円 以上 430,000 円 未満	46,200	45,800	0
		第20階層	430,000 円 以上 480,000 円 未満	49,100	48,700	0
		第21階層	480,000 円 以上 515,000 円 未満	52,000	51,600	0
		第22階層	515,000 円 以上 565,000 円 未満	53,500	53,100	0
		第23階層	565,000 円 以上 600,000 円 未満	55,000	54,600	0
		第24階層	600,000 円 以上 720,000 円 未満	56,500	56,100	0
		第25階層	720,000 円 以上 900,000 円 未満	58,000	57,500	0
		第26階層	900,000 円 以上	59,500	59,000	0

**重要!** 保育料の支払方法

保育料のお支払いは、原則、口座振替（毎月末日）です。

入園前に内定した保育園から「調布市 保育園保育料・延長保育料・保育園給食費口座振替依頼書」をお渡しします。書類に記載の登録手順に従って、速やかに口座登録をお願いいたします。

登録がない方には「納入通知書」をお送りします。「納入通知書」の場合、金融機関の窓口でお支払いが必要です（ATMやコンビニエンスストアではお使いいただけません。）。

## (2) 給食費（3～5歳児クラス）

3～5歳児クラスに通うお子さまは、保育料はかかりません（幼児教育・保育の無償化）が、給食費を保護者に負担していただきます。給食費は、市内の認可保育園の場合、月額4,500円です。



以下のいずれかに該当する場合は、給食費が免除になります。

- ・保護者の市民税所得割額の合計が、57,700円未満（ひとり親世帯などの場合は、77,101円未満）
- ・未就学児の中で第3子以降のお子さま



※ 免除になる方には、保育課から通知します。

※ 0～2歳児クラスの給食費は、保育料に含まれています。

給食費のお支払方法は、以下のとおりです。

施設の種類	支払先	支払方法
公立保育園	調布市	口座振替または納付書
私立保育園	各施設	各施設へお問い合わせください

## (3) 延長保育料

延長保育は、すべての市内認可保育園で行っています（各保育園の延長保育時間は、P.34 参照）。

保護者の勤務時間、通勤時間、お子さまの年齢、その他の家庭状況を考慮のうえ保育時間を決めますので、延長保育を希望する方は事前に必ず保育園にご相談ください（ご希望に沿えない場合もあります）。

延長保育時間	延長保育料		
	標準時間認定		短時間認定
	月額	日額	
～19:00	3,500円	700円	8:30～16:30を超える時間帯を利用する場合 30分300円
～20:00	12,000円	2,400円	18:01以降は、標準時間認定の金額に切り替わります。

- ・延長保育料の納付方法は、保育園にお問い合わせください。
- ・保育料がA階層またはB階層（P.24 参照）の場合は、延長保育料が減免になります。
- ・家庭的保育事業たんぽぽの開園時間は、8:00～18:00ですが、たんぽぽへの入園は、全員、短時間認定となるため、8:30～16:30を超える時間帯を利用する場合は延長保育料が必要です。



閉園時間を超えるお迎えは、保育園に多大な迷惑がかかるだけでなく、お子さまの生活リズムが乱れる原因にもなります。必ず開園時間内のお迎えをお願いします。

## V よくある質問 Q & A

### 申込みに関すること

Q1 募集人数が0人の園でも、申込みはできますか。

A1 可能です。退園などで空きが生じた場合に利用調整します。

Q2 認可保育園以外の保育施設も申込みしたいのですが、市の窓口で申込みできますか。

A2 施設と直接契約となるため、施設や事業者へお申込みください。空き状況などの詳細についても、直接各施設にお問い合わせください。

Q3 出産予定日が令和6年2月3日です。令和6年4月に入園できますか。

A3 生まれた日より、以下のとおりとなります。

- ・ 令和6年1月2日～令和6年2月4日の間に生まれたお子さまは、受入れ年齢が満3か月からの園は利用調整の対象外となり、受入れ年齢が生後57日目からの園のみ利用調整の対象となります。
- ・ 令和6年2月5日以降に生まれたお子さまは4月に入園することはできません。4月入園の内定が出た場合でも内定取消となり、申込みは自動的に受入可能日（各園の受入年齢）が過ぎる日の翌月まで繰り越されます。

### 必要書類に関すること

Q4 自営業の場合、売上や収支がわかる書類のコピーが必要との記載がありますが、具体的にどのような書類を提出すればよいですか。

A4 取引先からの請求書、納品書、領収書、振込がわかる通帳のコピーなど、日付と会社名（代表者名）が記載されているものをご用意ください。収支がない月は、取引先とやり取りした文書やメールのコピー、事業のパンフレットなど、勤務したことがわかる書類を提出します。

### 育休中の取扱いに関すること

Q5 育休中で保育園への入園が決定しました。勤務先のカレンダーにより、5月1日がお休みです。復職は前倒しが必要ですか？

A5 入園後翌月1日が休日だった場合でも、その日付で復職したと勤務先が決定した（復職証明書の発行が可能）のであれば、実際の出勤開始は翌営業日でも構いません。

Q6 現在正社員で、育休を取得中です。入園したら、パートタイムに雇用契約を変更し、復職したいです。

A6 復職時に勤務時間や勤務日数が減っていた場合は、原則として退園となります。勤務時間や勤務日数に変更がなく、勤務形態のみ変更になる場合の復職は、継続して通園することができます。

（例）申込み時：A社、正社員、週40時間、月21日 ⇒ 復職時：A社、パート、週40時間、月21日

Q7 派遣社員です。育休は雇用元（派遣会社）の制度を利用していますが、復職後は、別の派遣先で勤務予定です。

A7 育休取得前と同じ雇用元で同じ勤務時間及び勤務日数の派遣先で勤務を再開していただく場合のみ、継続通園が可能です。雇用元（派遣会社）が同じでも、勤務時間及び勤務日数の短い派遣先で復職する場合は原則として退園となります。また、雇用元（派遣会社）自体を変更した場合も原則として退園となります。

Q8 現在、育休中です。兄弟で同時に申込みし、上の子だけ内定しました。上の子だけ保育園へ通園させ、下の子は

育休を継続し自宅保育したいのですが可能ですか。

A 8 兄弟のいずれかのみが認可保育園に入園した場合も、1か月以内に復職していただくことが条件です。1か月以内に復職していない場合は退園となります。「令和6年度認可保育園入園申込確認票」にきょうだいで申込みする場合の申込み条件を指定する項目がありますので、記入をお願いします。

## 利用調整に関すること

Q 9 休憩時間や残業時間は、利用調整において勤務時間に含められますか。

A 9 休憩時間は1日あたり1時間30分まで含めますが、残業時間は除いて算定します。

Q10 雇用契約は週40時間ですが、実際の勤務時間はそれより短く、契約時間どおりの勤務をしていません。この場合でも週40時間勤務の指数の対象となりますか。

A10 勤務実績が契約上の時間に満たない場合は、直近の実績で指数をつけます。状況確認のため、勤務先等に問い合わせをする場合があります。会社都合等やむを得ない事情により、勤務実績が減少した期間がある場合は、就労証明書の備考欄に実績減の理由（会社休業等）及び実績減のあった期間を記載してもらうよう勤務先へ依頼してください。

Q11 雇用契約は週40時間ですが、勤務先の制度を利用して時短勤務を取得しています。この場合でも週40時間勤務の指数の対象となりますか。

A11 勤務先の制度を使って時短勤務をしている場合、雇用契約上の勤務時間で算出します。雇用契約上の勤務時間自体が週40時間よりも短くなっている場合は、週40時間勤務の指数の対象にはなりません。

Q12 親族の会社を手伝っていますが、給料をもらっていません。指数はどうなりますか。

A12 就労時間に対して妥当な対価（最低賃金以上の額）が支給されていない場合は、「自営中心者以外」の指数になります。

Q13 現在求職中です。保育園に入園できたら親族の自営業を手伝う予定です。指数はどうなりますか。

A13 自営業やその手伝いの場合、客観的な就労の開始が確認できないことから、「求職」の指数になります。

Q14 子どもが産まれるまで、フリーランスで仕事をしていました。産後は子どもを家庭で保育しながら週3日で仕事をしています。子どもが保育園に入園できたら仕事の時間を1日8時間に戻します。指数はどうなりますか。

A14 現在の勤務時間で指数付けをします。申込み時点で自営業を休業している場合は、「求職」の指数になります。

Q15 令和5年4月1日から認可外保育施設に子どもを預け、勤務を開始しました。その後、第2子出産のため、産休・育休を取得し、現在、第1子は認可外保育施設、第2子は自宅保育しています。第1子は、認可外保育施設に1年以上通園していますが、P.16の「第2表の4」にある加点や「第3表の4」の優先は該当しますか。

A15 該当しません。育休取得中は自宅保育が可能であり、保育を必要とする状況とはみなされません。

## 入園後に関すること

Q16 認証保育所通園中に認可保育園の内定が出ました。その月の10日までは認証保育所に、翌日から認可保育園に通うことは可能ですか。

A16 同じ月内で、1人の児童が2か所以上の保育施設に籍を置くことはできません。今まで通園していた保育施設を退園しない場合、認可保育園の内定を取消します。

# VI 記入例

## 調布市子どもの保育の利用申込書

転園申込の場合はこちらに○

第1号様式（第4条、第6条関係）

### 調布市子どもの保育の（**利用**）・利用に係る保育所等変更）申込書

調布市長 宛

保育の利用について、次のとおり申し込みます。

申請日 令和 **5** 年 **10** 月 **13** 日

保 護 者	現住所	調布市小島町2-35-1				
	令和5年1月1日の住所	父)	<input type="checkbox"/> 調布市内	<input checked="" type="checkbox"/> 調布市外 (	長野県下高井郡木島平村往郷914-6)	
		母)	<input checked="" type="checkbox"/> 調布市内	<input type="checkbox"/> 調布市外 (		
申 込 児 童	氏名	調布 太郎				
	フリガナ氏名	チヨウフ タロウ				
利 用 （ 変 更 ） を 希 望 す る 保 育 所 等 の 名 称	電話番号1	080-△△△△-0000	<input type="checkbox"/> 父	<input checked="" type="checkbox"/> 母	<input type="checkbox"/> (	
	電話番号2	080-0000-△△△△	<input type="checkbox"/> 父	<input type="checkbox"/> 母	<input checked="" type="checkbox"/> (	祖母)
	生年月日	令和4年6月17日	性別	<input checked="" type="checkbox"/> 男	<input type="checkbox"/> 女	現在の利用保育所等
保 育 の 利 用 （ 変 更 ） を 希 望 す る 期 間	フリガナ氏名	調布 鬼太郎		年齢	1歳	現在の利用保育所等
	第1希望	○○保育園		第4希望	△△保育園	
備 考	第2希望	◎◎保育園		第5希望		
	第3希望	●●保育園		第6希望		
※変更申込の場合は第3希望までご記入ください。第4希望以降は変更申込みできません。						
保育の利用(変更)を希望する期間		令和6年4月1日から		小学校就学前	令和	年 月 日 まで
				延長保育の希望	<input checked="" type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無
		未定の場合は、「無」にチェック				

転園申込の場合、第3希望までです。希望園がそれ以上なければ、斜線を引きます。

○ 申込児童の家庭の状況（同居者全員の状況を記入してください。申込児童は不要です。）

区分	フリガナ氏名	申込児童との続柄	生年月日	性別	職 業 等	備 考 (世帯)
申 込 児 童 の 家 族 構 成	チヨウフ タロウ 調布 太郎	父	昭和58年6月1日	<input checked="" type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	○△株式会社	<input checked="" type="checkbox"/> 同 <input type="checkbox"/> 別
	チヨウフ ハナコ 調布 花子	母	昭和59年3月2日	<input type="checkbox"/> 男 <input checked="" type="checkbox"/> 女	××株式会社	<input checked="" type="checkbox"/> 同 <input type="checkbox"/> 別
	チヨウフ ミライ 調布 未来	姉	令和2年5月7日	<input type="checkbox"/> 男 <input checked="" type="checkbox"/> 女	○○保育園	<input checked="" type="checkbox"/> 同 <input type="checkbox"/> 別
	コクリョウ ヤスコ 国領 保子	祖母	昭和28年7月8日	<input type="checkbox"/> 男 <input checked="" type="checkbox"/> 女		<input type="checkbox"/> 同 <input checked="" type="checkbox"/> 別
			年 月			同居所・別世帯の家族も記入します。
			年 月 日	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女		<input type="checkbox"/> 同 <input type="checkbox"/> 別
成	生活保護の状況		<input checked="" type="checkbox"/> 適用なし <input type="checkbox"/> 適用あり (		年 月 日	保護開始)

○ 太線枠内について記入してください。

○ 記入上の注意をよく読んでから記入してください。

必ずどちらかにチェックしてください。

※市記載欄

## 家庭状況報告書

下記のとおり相違ありません。また、所得関係書類の調査・確認のため、税務担当課の資  
 必要に応じて、申込書等に記載した個人情報保育園等へ提出することに同意します。

父母それぞれの署名をします。

署名欄	(父) <b>調布 太郎</b>	(母) <b>調布 花子</b>			
保護者の状況	父の状況	母の状況			
	<input type="checkbox"/> 不存在 <input type="checkbox"/> 自営協力 <input type="checkbox"/> 災害復旧 <input type="checkbox"/> 疾病・障害 <input type="checkbox"/> 内職 <input type="checkbox"/> 通学 <input checked="" type="checkbox"/> 外勤 <input type="checkbox"/> 就労内定 <input type="checkbox"/> 通学内定 <input type="checkbox"/> 自営中心 <input type="checkbox"/> 介護・看護 <input type="checkbox"/> 求職中	<input type="checkbox"/> 不存在 <input type="checkbox"/> 自営協力 <input type="checkbox"/> 災害復旧 <input type="checkbox"/> 疾病・障害 <input type="checkbox"/> 内職 <input type="checkbox"/> 通学 <input checked="" type="checkbox"/> 外勤 <input type="checkbox"/> 就労内定 <input type="checkbox"/> 通学内定 <input type="checkbox"/> 自営中心 <input type="checkbox"/> 介護・看護 <input type="checkbox"/> 求職中			
不存在	理由	理由			
	発生年月日	発生年月日			
就労 (内定) ・ 通学	通勤(通学)経路等	通勤(通学)経路等			
	産休	産休			
	育休	育休			
	備考	備考			
疾病・ 看護	氏名(続柄)	氏名(続柄)			
	病名	病名			
	状況(病院・施設名)	状況(病院・施設名)			
障害	障害名・等級	障害名・等級			
出産	予定日	予定日			
祖父母・ 親族の 状況	氏名	住所	年齢	職業・その他	
	父方 祖父	不存在	令和6年4月1日時点の年齢を記入します。		
	父方 祖母	調布 一郎	調布市外 ( 〇〇 県 △△ 市 )	63	<input checked="" type="checkbox"/> 常勤 <input type="checkbox"/> パート・アルバイト <input type="checkbox"/> その他 ( )
	母方 祖父	多摩 一夫	調布市内 ( 調布市 西つつじヶ丘〇-△ )	71	<input type="checkbox"/> 常勤 <input checked="" type="checkbox"/> パート・アルバイト <input type="checkbox"/> その他 ( )
	母方 祖母	国領 保子	調布市内 ( 調布市 小島町2-35-1 )	68	<input type="checkbox"/> 常勤 <input type="checkbox"/> パート・アルバイト <input checked="" type="checkbox"/> その他 ( 無職 )
祖父母以外の市内在住親族		西町 国子	調布市国領町〇-△-□	36	<input checked="" type="checkbox"/> 常勤 <input type="checkbox"/> パート・アルバイト <input type="checkbox"/> その他 ( )
同一世帯内に心身障害がある方		<input type="checkbox"/> 有 (氏名: _____ 申込児童との続柄: _____ ) <input checked="" type="checkbox"/> 無			
※該当する方の身体障害者手帳・療育手帳(愛の手帳)・障害基礎年金受給者証等のコピー(氏名、障害等級)を添付してください。必ずどちらかにチェックしてください。					

令和6年度認可保育園入園申込確認票（表面）

令和6年度認可保育園入園申込確認票（表面）

児童名	申込クラス	第一希望園
調布 鬼太郎	I 歳児クラス	〇〇保育園

下記の内容をご確認いただき、記入欄に☑のうえ署名してください。

記入欄	項目
<b>1 入所申込における確認事項</b>	
<input checked="" type="checkbox"/> はい	入園案内を確認し、理解しました。
<b>2 きょうだい2人以上で同時に申込みをする場合のみ、必ず記入してください。指定された条件で選考します。</b>	
<p>(1) きょうだいのうち、入園できる児童と、入園できない児童がいる場合 ※ 1人だけが入園できた場合でも復職が必要です。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 同時に入園できない場合は、入園を希望しない。</p> <p><input type="checkbox"/> どの子が先でもよい。</p> <p><input type="checkbox"/> (児童名: )から先でない入園を希望しない。</p>	
<p>(2) きょうだい別園となった場合（希望するもの1つに☑をつけてください。）</p> <p><input type="checkbox"/> 同園にならなければ入園を希望しない。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 別園となっても入園を希望する。</p>	
<p>(3) 入園する園について（希望するもの1つに☑をつけてください。ご希望にそえない場合もあります。）</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 希望順位が低い園でもきょうだい同園を希望する。</p> <p><input type="checkbox"/> きょうだい別園でも希望順位の高い園を希望する。</p>	
<b>3 「育児休業取得中(予定含む)の場合」のみ記入してください</b>	
<input checked="" type="checkbox"/> 確認済	(1) 入園後、翌月1日までに、申込時と同じ雇用契約(勤務時間・日数等)で復職が必要です(会社で定められた時短勤務を除く)。復職後2週間以内に復職証明書の提出がない場合は、退園です。
(2) 育児休業延長のための申請ですか。(「はい」を選択した場合、選考順位が最下位となります。) ※ 育児休業延長の際に、勤務先やハローワーク等から市に保育園の内定辞退の有無の照会がある場合に、回答する可能性があります。	
<input type="checkbox"/> はい	令和6年度中は入園を希望しません。(次年度以降の利用調整において影響はありません。)
<input checked="" type="checkbox"/> いいえ	令和6年度中は入園を希望します。
<b>4 「転園申請(※)の場合」のみ記入してください。 ※市内認可保育施設(多摩川保育園含む)内での転園を指します。</b>	
<input type="checkbox"/> 確認済	転園が内定した場合、どのような理由があっても元の園に戻ることはできません。転園の意思がなくなった場合は、速やかに「保育所入所申請の取下げ書」の提出が必要です。
<b>5 令和6年4月分と令和5年度の両方を新規の入園希望(育児延長のための申請ではない)で申込み(予定含む)方は、必ず記入してください。指定された条件で選考します。以下に当てはまらない状況が生じた場合は、個別に連絡して意向を確認します。</b>	
<input type="checkbox"/> 令和6年4月に内定が出た場合、令和5年度(1~3月分)は入園を希望しません。	
<input checked="" type="checkbox"/> 令和6年4月に内定が出た場合でも、令和5年度(1~3月分)に希望順位が高い園(または同じ園)に内定が出た場合は、令和5年度中の入園を希望します。(令和6年4月以降も引き続き通うことが可能です。令和6年4月の内定は辞退していただきます。)	
<input type="checkbox"/> 令和6年4月より希望順位が低い園に内定が出たとしても、令和5年度(1~3月分)の入園を希望します。(令和6年4月以降も引き続き同じ園に通うか、令和6年4月で内定した園に転園するか、お選びいただけます。)	

ここに書ききれない条件をつけて選考を希望する場合は、別紙(様式不問)に書いて一緒に提出してください。  
例：A園とB園はきょうだい別園でもよいが、A園とC園になった場合は、入園を希望しない。など

保育園申込みに当たり、本確認票内の事項について確認しました。不明点は入園案内を確認し、お問い合わせください。また、提出するすべての書類に虚偽の申請がないことを証明いたします。

署名を忘れずに記入します。

令和 5 年 10 月 4 日

保護者氏名

調布 太郎



調布市子どものための教育・保育給付認定申請書

第

この書類は、調布市で初めて認可保育園を申込み場合に必要です。

転入予定の方は、転入手続き時に提出します。出産予定の方は、出産後に提出します。

令和5年10月24日

調布市子どものための教育・保育給付  認定申請書  変更申請書  
 調布市子育てのための施設等利用給付  認定申請書  変更申請書

【申請に当たって同意していただく事項】

- 子ども・子育て支援法第16条（子育てのための施設等利用給付に係る申請にあっては同法第30条の3において準用する同法第16条）の規定による給付認定の審査及び申請者や同居親族の市町村民税課税状況の確認に当たって、官公署に対し必要な文書の閲覧又は資料の提供を求めることがあります。
- 申請書等に記載した内容は、給付認定や施設等利用費の支給その他施設における給食費等の徴収に関する情報として必要と認められる場合に、施設・事業者に提供することがあります。
- 施設等利用費は、申請者に代わり、利用する施設・事業者が受領する場合があります。
- 新年度4月利用開始の場合は、認定事務が集中し審査等に日時を要するため、申請日にかかわらず、子ども・子育て支援法第20条第6項及び同法第30条の5第5項の規定により、最長で利用開始日の前日まで審査結果のお知らせを延期する場合があります。
- 申請内容が事実と相違した場合は、認定を取り消すことがあります。

入園希望日を記入します。

以上のことに同意し、子ども・子育て支援法の規定に基づき、次のとおり施設型給付費、地域型保育料を申請します。

1 基本情報

		認定希望日（施設利用開始希望日）		令和 6 年 4 月 1 日	
申請者	フリガナ	チョウフ タロウ	申請者子どもの続柄	父	〒 182 - 8511
	氏名	調布 太郎	現住所	調布市小島町2-35-1	
日中の連絡先（電話番号） ※ 確実に連絡のとれる順に記入してください。					
①	080-△△△△-0000		<input type="checkbox"/> 父携帯 <input checked="" type="checkbox"/> 母携帯	②	080-0000-△△△△
		<input type="checkbox"/> 父勤務先 <input type="checkbox"/> 母勤務先			<input type="checkbox"/> 父携帯 <input type="checkbox"/> 母携帯
		<input type="checkbox"/> 自宅 <input type="checkbox"/> その他（ ）			<input type="checkbox"/> 父勤務先 <input type="checkbox"/> 母勤務先
				<input type="checkbox"/> 自宅 <input type="checkbox"/> その他（ ）	
子ども申請	フリガナ	チョウフ キタロウ	現住所	〒 -	
	氏名	調布 鬼太郎	申請者と異なる場合のみ記載	個人番号（マイナンバー）	
		生年月日	令和4 年 6 月 17 日	記入不要	
認定希望日の前年度1月1日現在の住所		(母親) <input checked="" type="checkbox"/> 現住所と同じ。	(父親)	長野県下高井郡木島平村住郷914-6	
				<input type="checkbox"/> 現住所と同じ。	
認定希望日の前々年度1月1日現在の住所		(母親) <input checked="" type="checkbox"/> 現住所と同じ。	(父親)	長野県下高井郡木島平村住郷914-6	
				<input type="checkbox"/> 現住所と同じ。	

2 世帯の状況

申請者子どもの番号に○を付けてください。	フリガナ	氏名	続柄	個人番号	生年月日	就労先・通学先・通園先 又は単身赴任先	要介護認定 又は障害者手帳
	①	チョウフ タロウ	調布 太郎	父	個人番号	昭和58 年 6 月 1 日	○△株式会社
2	チョウフ ハナコ	調布 花子	母	個人番号	昭和59 年 3 月 2 日	××株式会社	<input type="checkbox"/> 有
3	チョウフ ミライ	調布 未来	姉	個人番号	令和2 年 5 月 7 日	○○保育園	<input type="checkbox"/> 有
4				個人番号	年 月 日		<input type="checkbox"/> 有
5				個人番号	年 月 日		<input type="checkbox"/> 有
				個人番号	年 月 日		<input type="checkbox"/> 有

個人番号の記入は不要です。

認可保育園を申込み方は、保育の必要性「有」です。

該当する要件にチェックをつけてください。

保育の必要性の有・無	<input checked="" type="checkbox"/> 有	(子から見た続柄) <input checked="" type="checkbox"/> 父 <input type="checkbox"/> 母 <input type="checkbox"/> その他 ( )	<input checked="" type="checkbox"/> 就労 <input type="checkbox"/> 妊娠出産 <input type="checkbox"/> 介護看護 <input type="checkbox"/> 疾病障害等	<input type="checkbox"/> 求職活動等 <input type="checkbox"/> 災害復旧 <input type="checkbox"/> その他 ( )
	<input type="checkbox"/> 無	(子から見た続柄) <input type="checkbox"/> 父 <input checked="" type="checkbox"/> 母 <input type="checkbox"/> その他 ( )	<input checked="" type="checkbox"/> 就労 <input type="checkbox"/> 妊娠出産 <input type="checkbox"/> 介護看護 <input type="checkbox"/> 疾病障害等	<input type="checkbox"/> 求職活動等 <input type="checkbox"/> 災害復旧 <input type="checkbox"/> その他 ( )

第1希望の園名を記入し、所在地は不要です。

4 利用施設について（予定を含みます。）	
フリガナ	マルマルホイクエン
施設名	○○保育園
施設の種類	<input type="checkbox"/> 認定こども園 <input checked="" type="checkbox"/> 認可保育所等 ※地域型保育事業を含む。
施設の所在地	〒 - 記入不要 <input type="checkbox"/> 認可外保育施設 <input type="checkbox"/> 東京都認証保育所 <input type="checkbox"/> その他
TEL:	-

### 就労証明書

調布市長

宛

※本証明書は、保護者本人では

発行日から3か月以内のものが有効です。

① 証明書発行事業所名	××株式会社	⑤ 証明日	西暦 2023 年 10 月 1 日
② 証明書発行事業所住所	調布市小島町●-●-●	⑥ 記載内容の 問合せ先	担当部署 人事部 担当者名 布田 花子 電話番号 042 — 481 — 7132
③ 証明書発行責任者氏名	染地 次郎	下記の内容について、事実であることを証明いたします。 ※本証明書の内容について、就労先事業者等に無断で作成し又は変更を行ったときは、刑法上の罪に問われる場合があります。	
④ 証明書発行責任者役職	代表取締役		

押印は不要です。

No.	項目	記載欄
1	フリガナ	チョウフ ハナコ
	本人氏名	調布 花子

本人の就労状況、就労先(就労予定先の場合も含む)に関する項目

2	就労状況・予定	<input type="checkbox"/> 就労中 <input checked="" type="checkbox"/> 産休・育休中 <input type="checkbox"/> 就労予定(転職内定含む) <input type="checkbox"/> その他 ( )
3	主な就労先事業所名 ※①と異なる場合は記入	××株式会社 つつじヶ丘支店
4	主な就労先住所 ※②と異なる場合は記入	調布市東つつじヶ丘●-●-●

本人との契約(雇用契約等、就労に関する契約)・就業規則の内容に関する項目

※実際に働いた時間や支給された給与の額ではなく、雇用契約・就業規則の内容に関する事項を記載してください。

5	就労形態	<input type="checkbox"/> 役員(会社の取締役・監査役、法人の理事等) <input type="checkbox"/> 自営業主(個人事業主) <input checked="" type="checkbox"/> 被用者 <input checked="" type="checkbox"/> 正規の職員・従業員 <input type="checkbox"/> パート・アルバイト <input type="checkbox"/> 派遣社員 <input type="checkbox"/> 契約・嘱託社員 <input type="checkbox"/> 会計年度任用職員 <input type="checkbox"/> 自営業専従者 <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 内職者 <input type="checkbox"/> 家族従業者 <input type="checkbox"/> 業務委託
	働き方	<input type="checkbox"/> 固定の労働時間制 <input checked="" type="checkbox"/> 変形労働時間制 <input type="checkbox"/> フレックスタイム制 <input type="checkbox"/> 裁量労働制 <input type="checkbox"/> その他 ( )
6	就労日数	一月当たり 20 日 ・ 一週当たり 5 日
7	就労時間 ※休憩時間含む	月 160 時間 0 分 週 40 時間 0 分 ※月当たりの平均
		日 8 時間 0 分 ※月当たりの平均
8	就労時間帯 ※フレックスタイム制、裁量労働制の場合は標準的な就労時間帯を記入	時間帯① 8 時 0 分 ~ 16 時 0 分 (うち休憩時間 60 分) 時間帯② 9 時 0 分 ~ 17 時 0 分 (うち休憩時間 60 分) 時間帯③ 時 分 ~ 時 分 (うち休憩時間 分)
	就労日	時間帯① <input checked="" type="checkbox"/> 月 <input type="checkbox"/> 火 <input checked="" type="checkbox"/> 水 <input type="checkbox"/> 木 <input checked="" type="checkbox"/> 金 <input type="checkbox"/> 土 <input type="checkbox"/> 日 <input type="checkbox"/> 祝日 <input type="checkbox"/> 不定期 時間帯② <input type="checkbox"/> 月 <input checked="" type="checkbox"/> 火 <input type="checkbox"/> 水 <input checked="" type="checkbox"/> 木 <input type="checkbox"/> 金 <input type="checkbox"/> 土 <input type="checkbox"/> 日 <input type="checkbox"/> 祝日 <input type="checkbox"/> 不定期 時間帯③ <input type="checkbox"/> 月 <input type="checkbox"/> 火 <input type="checkbox"/> 水 <input type="checkbox"/> 木 <input type="checkbox"/> 金 <input type="checkbox"/> 土 <input type="checkbox"/> 日 <input type="checkbox"/> 祝日 <input type="checkbox"/> 不定期
		備考
10	雇用(予定)期間等 ※契約締結日ではなく、就労開始(予定)日を記入 ※有期の者は終期も記入	雇用契約状況 <input checked="" type="checkbox"/> 無期 <input type="checkbox"/> 有期
		就労開始(予定)日(入社日等、働き始めた日) ~ 契約満了日(有期の場合は記載)
		2015 年 4 月 1 日 又は <input type="checkbox"/> 保育所等入所次第 ~ 年 月 日
		満了後の更新の有無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 有(見込み) <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 未定

月・週・日のいずれかが記載されているか、休憩時間が含まれているか、提出前に確認してください。

本人の就労実績に関する項目 ※実績(就労予定等で実績がない場合は、今後の就労見込み)を記載してください。

11	直近の 就労実績	年・月	i 2021 年 9 月	ii 2021 年 10 月	iii 2021 年 11 月
		就労日数 ※有給休暇含む	21 日	21 日	20 日
		労働時間 ※休憩・残業時間含む	168 時間 0 分	175 時間 30 分	165 時間 0 分
		年・月	iv 2021 年 12 月	v 2022 年 1 月	vi 2022 年 3 月
		就労日数 ※有給休暇含む	20 日	19 日	21 日
		労働時間 ※休憩・残業時間含む	160 時間 0 分	152 時間 0 分	126 時間 0 分

休憩時間・残業時間・有給休暇も含まれているか、提出前に確認してください。7の項目に書かれた就労時間との整合性を確認し、指数を付けます。

育児に関する休業・短時間勤務制度に関する項目

12	産前・産後休業の 取得(予定)期間	<input type="checkbox"/> 取得予定
		<input checked="" type="checkbox"/> 取得済 2022 年 4 月 22 日 ~ 2022 年 8 月 12 日
13	育児休業の 取得(予定)期間	根拠 <input checked="" type="checkbox"/> 法定 <input type="checkbox"/> 企業独自
		<input type="checkbox"/> 取得予定 年 月 日 ~ 年 月 日
		<input checked="" type="checkbox"/> 取得中 2022 年 8 月 13 日 ~ 2023 年 6 月 16 日
		入所が内定した場合の育児休業の短縮可否 <input checked="" type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 否
14	復職(予定)日	2023 年 6 月 17 日 ※証明書発行事業所で育児休業等を取得中等の場合に限る

就労証明書（裏面）

15	育児のための短時間勤務制度の利用をはじめとした勤務体制の変更(変更中・変更予定)	勤務体制の変更(予定)	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	体制変更要因	<input checked="" type="checkbox"/> 育児短時間勤務制度利用 <input type="checkbox"/> 育児以外の休業からの復職による変更 <input type="checkbox"/> 雇用形態の変更 <input type="checkbox"/> その他 ( )								
		勤務体制の変更(予定)期間	2023	年	6	月	17	日	～	年	月	日	
		変更後の就労時間 <small>※休憩時間含む</small>	月	140	時間	0	分	就労日数	月	20	日	日	
保育士等(保育士、幼稚園教諭又は保育教諭)としての勤務実態の有無													
16	保育士等としての勤務実態の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 有(予定) <input checked="" type="checkbox"/> 無	勤務先施設等種別	<input type="checkbox"/> 保育所 <input type="checkbox"/> 幼稚園 <input type="checkbox"/> 認定こども園 <input type="checkbox"/> 地域型保育を行う事業所 <input type="checkbox"/> その他 ( )									
	資格・免許取得状況	<input type="checkbox"/> 保育士資格 <input type="checkbox"/> 幼稚園教諭免許											
備考													
2022/3/1～2022/4/21は、育児短時間勤務制度利用により、1日6時間勤務(月120時間)。													
備考 過去に取得した時短勤務や、やむを得ない事情による勤務実績の減少は、こちらに記入します。													
調布市追加項目													
本人の就労実績に関する項目 ※実績(就労予定等で実績がない場合は、今後の就労見込み)を記載してください。													
21	産休・育児以外の休業の取得期間	<input type="checkbox"/> 取得中(予定) <input checked="" type="checkbox"/> 取得済	理由	<input type="checkbox"/> 介護休業 <input checked="" type="checkbox"/> 病休 <input type="checkbox"/> その他 ( )									
		期間	2022	年	2	月	1	日	～	2022	年	2	月
個人事業に関する項目													
29	個人事業形態	経営者との関係	<input type="checkbox"/> 事業主(本人が経営) <input type="checkbox"/> 家族従業者(配偶者が経営) <input type="checkbox"/> 専従者 <input type="checkbox"/> 家族従業者 <input type="checkbox"/> その他 ( )										
		給与形態	<input type="checkbox"/> 年俸 <input type="checkbox"/> 月給 <input type="checkbox"/> 日給 <input type="checkbox"/> 時間給 <input type="checkbox"/> その他 ( )					金額	円				
		店舗の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		開業期間	年 月 日 ～ 年 月 日							
		平均月収	円										
外勤の方は、29の項目は記入不要です。 (※事業者証明欄はここまで)													
保護者記載欄	児童との続柄	<input type="checkbox"/> 父 <input checked="" type="checkbox"/> 母 <input type="checkbox"/> 父方の祖父 <input type="checkbox"/> 父方の祖母 <input type="checkbox"/> 母方の祖父 <input type="checkbox"/> 母方の祖母 <input type="checkbox"/> その他 ( )											
	児童名	調布 鬼太郎					生年月日	2022 年 6 月 17 日					
	児童No.						希望保育時間	<input type="checkbox"/> 保育標準時間(最大11時間) <input type="checkbox"/> 保育短時間(最大8時間)					
	児童名	調布 未来					生年月日	2020 年 5 月 7 日					
	児童No.						希望保育時間	<input type="checkbox"/> 保育標準時間(最大11時間) <input type="checkbox"/> 保育短時間(最大8時間)					
							施設名	○○保育園					
							施設名	◎◎保育園					
							施設名	●●保育園					
※就労証明書様式の記載要領は当BOOKの「記載要領」シートを参照してください。													
*自治体説明欄*													
◆ 記載内容に関して証明担当者様に問い合わせる場合があります。													
◆ 当証明書のダウンロード及び記載要領は下記のページを御活用ください。 調布市HP>子育て・教育>保育園・保育サービス>認可保育園>4月入園の申し込み(年度途中の入園の申し込み) □													
◆ 訂正は「二重線見え消し訂正のうえ、証明担当者様の訂正署名」または「再作成」をしてください。													
◆ 自営業・親族が経営する法人で働いている場合等、第三者の証明が得られない職業の場合は、NO1～29まで全て保護者が記入し、別途必要書類を添付してください。													
調布市子ども生活部保育課 TEL 042-481-7132～7134													

# VII 保育施設一覽

## 1 認可保育園 (令和5年8月1日時点の情報です)

### 公立保育園

マップNo.	施設名	住所 電話番号	年齢別認可定員数						保育受入年齢	延長保育(平日) 利用可能年齢
			0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳		
1	下布田保育園	布田2-27-4 042(481)7668	10	10	14	16	40	90	生後57日目～	18:01～19:00 満1歳～
2	金子保育園	西つつじヶ丘4-16-7 042(483)4410	6	10	14	20	50	100	満3か月～	18:01～19:00 満1歳～
3	上石原保育園	上石原2-8-3 042(484)0234	12	20	20	20	48	120	生後57日目～	18:01～19:00 満1歳～
4	第五保育園	国領町3-12-1 042(484)2200	6	10	14	20	50	100	満3か月～	18:01～19:00 満1歳～
5	神代保育園	西つつじヶ丘1-40-5 042(485)3103	6	10	14	20	50	100	満3か月～	18:01～19:00 満1歳～
6	宮の下保育園※1	上石原3-34-10 042(486)5682	6	11	15	20	48	100	満3か月～	18:01～19:00 満1歳～
7	富士見保育園	富士見町2-3-26 042(481)7671	6	10	14	20	50	100	満3か月～	18:01～19:00 満1歳～
8	東部保育園	若葉町1-29-21 03(3307)2081	6	13	17	20	44	100	満3か月～	18:01～19:00 満1歳～

### 私立保育園

マップNo.	施設名	住所 電話番号	年齢別認可定員数						保育受入年齢	延長保育(平日) 利用可能年齢	
			0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳			合計
9	ベネッセひまわり保育園	小島町2-53-5 関ルソスコート調布 042(481)7107	6	10	11	11	22	60	生後57日目～	18:01～20:00 満1歳～	
10	上布田保育園	調布ヶ丘1-20-1 042(482)2564	6	10	12	18	22	22	90	生後57日目～	18:01～19:00 満1歳～
11	仙川保育園	仙川町1-21-5 03(3300)1055	6	18	18	22	46	110	生後57日目～	18:01～20:00 満1歳～	
12	深大寺保育園	深大寺北町3-31-8 042(485)2828	12	20	20	20	48	120	生後57日目～	18:01～19:00 満1歳～	
13	皐月保育園	小島町2-20-3 042(482)2323	18	20	23	23	23	130	生後57日目～	18:01～20:00 満1歳～	
14	保恵学園保育所	富士見町3-1 042(498)2002	12	18	20	20	20	110	生後57日目～	18:01～19:00 満1歳～	
15	八雲台保育園	八雲台1-32-1 042(486)9143	9	14	17	20	40	100	生後57日目～	18:01～19:00 満1歳～	
16	ポピンズナーサリースクール調布※2	西つつじヶ丘2-4-1 03(5315)2100	15	17	18	-	-	50	生後57日目 ～2歳児クラス	18:01～20:00 生後57日目～	
17	ポピンズナーサリースクール調布分園	西つつじヶ丘2-1-31 03(5314)2131	-	-	-	20	20	20	60	3歳児クラス～	18:01～20:00 3歳児クラス～
18	緑ヶ丘保育園	緑ヶ丘2-25 03(3309)5605	12	20	22	22	22	22	120	生後57日目～	18:01～19:00 生後57日目～ 18:01～20:00 満1歳～
19	子供の家こすずめ保育園(本園)	上石原1-20-16 042(484)1300	6	9	9	9	28	61	生後57日目～	18:01～19:00 満1歳～	
20	子供の家こすずめ保育園(分園)※2	上石原1-36-2 042(490)0415	7	7	7	8	-	29	生後57日目 ～3歳児クラス	18:01～19:00 満1歳～	
21	調布上ノ原保育園	柴崎2-24-4 042(485)2821	6	7	18	23	49	103	生後57日目～	18:01～19:00 満1歳～	
22	オリンピック保育園	佐須町3-1-5 042(482)4331	12	19	19	15	15	15	95	生後57日目～	18:01～19:00 満1歳～
23	双葉保育園	小島町3-28-1 042(485)6651	10	12	14	20	24	25	105	生後57日目～	18:01～19:00 満1歳～
24	二葉くすのき保育園	国領町3-8-15 1号棟 042(487)8309	10	12	18	18	20	22	100	生後57日目～	18:01～19:00 満1歳～
25	みゆき保育園	国領町8-1-35 6号棟 042(488)8860	9	20	20	20	20	109	生後57日目～	18:01～19:00 満1歳～	
26	レオ保育園	染地2-8-30 042(488)4127	12	20	22	22	44	120	生後57日目～	18:01～19:00 満1歳～ (11か月～ならし開始)	
27	ときわぎ国領保育園	国領町8-2-65 03(5438)2115	9	10	10	11	11	11	62	生後57日目～	18:01～20:00 満1歳～
28	調布クオレ保育園	国領町4-13-42 042(481)8731	6	9	12	13	15	15	70	生後57日目～	18:01～20:00 満1歳～

私立保育園

マップNo.	施設名	住所 電話番号	年齢別認可定員数						保育受入年齢	延長保育(平日) 利用可能年齢	
			0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳			合計
29	エンゼルランド	布田6-23-8 042(480)6860	5	11	11	11	11	11	60	生後57日目～	18:01～19:00 満1歳～
30	調布なないろ保育園	多摩川1-15-2 042(444)3900	6	14	20	20	20	20	100	生後57日目～	18:01～20:00 満1歳～
31	調布城山保育園	深大寺南町3-17-35 042(452)9496	6	10	11	11	11	11	60	生後57日目～	18:01～20:00 満1歳～
32	エンゼルシー	布田3-21-2 042(480)8010	9	15	15	15	15	15	84	生後57日目～	18:01～19:00 満1歳～
33	にじいろ保育園柴崎	柴崎1-2-1 042(426)9673	9	12	12	15	16	16	80	生後57日目～	18:01～20:00 満1歳～
34	小学館アカデミーちょうふ保育園	布田4-25-8 042(490)6080	9	15	15	15	15	15	84	生後57日目～	18:01～20:00 満1歳～
35	東京YWC Aまきば保育園	国領町7-11-1 042(483)5208	9	15	15	17	17	17	90	生後57日目～	18:01～20:00 満1歳～
36	グローバルキッズ調布園	布田5-17-6 042(441)7707	6	10	11	11	11	11	60	生後57日目～	18:01～19:00 生後57日目～ 18:01～20:00 満1歳～
37	バイオニアキッズ菊野台園	菊野台3-26-17 042(488)0533	9	12	12	15	16	16	80	生後57日目～	18:01～20:00 生後57日目～
38	ぼけっとランド深大寺保育園	深大寺南町4-9-1 042(490)2667	5	15	15	15	15	15	80	生後57日目～	18:01～20:00 満1歳～
39	城山保育園上石原	上石原3-8-10 042(490)2031	9	15	24	24	24	24	120	生後57日目～	18:01～20:00 満1歳～
40	バイオニアキッズ仙川園	若葉町1-27-31 03(5314)9353	6	10	11	11	11	11	60	生後57日目～	18:01～20:00 生後57日目～
41	バイオニアキッズつつじヶ丘園	東つつじヶ丘2-4-4 03(6279)6973	6	12	12	15	15	15	75	生後57日目～	18:01～20:00 生後57日目～
42	ヒューマンアカデミー上石原保育園	上石原3-21-3 042(480)8181	6	12	15	15	16	16	80	生後57日目～	18:01～20:00 満1歳～
43	Gakkenほいくえん国領	国領町7-17-3 042(490)3230	9	10	12	13	13	13	70	生後57日目～	18:01～20:00 満1歳～
44	ういず調布深大寺保育園	深大寺東町5-34-3 042(426)9331	6	12	14	16	16	16	80	生後57日目～	18:01～20:00 満1歳～
45	こんべいとう保育園※3	富士見町1-39-54 042(488)7177	6	8	10	12	-	-	36	満3か月 ～3歳児クラス	18:01～20:00 満1歳～
46	ヒューマンアカデミー調布多摩川保育園	多摩川3-8-2 042(480)8081	6	12	16	18	19	19	90	生後57日目～	18:01～20:00 満1歳～
47	京王キッズブラッツ国領	国領町2-17-3 042(426)7023	6	15	16	16	16	16	85	生後57日目～	18:01～20:00 満1歳～
48	みずべの保育園	小島町3-49-15 042(444)8901	5	15	15	15	15	15	80	生後57日目～	18:01～20:00 生後57日目～
49	レイモンド調布保育園	小島町3-16-8 042(426)9461	9	15	15	17	17	17	90	生後57日目～	18:01～19:00 満1歳～
50	調布ヶ丘ちとせ保育園	調布ヶ丘3-7-7 042(442)4661	9	14	16	17	17	17	90	生後57日目～	18:01～19:00 満1歳～
51	アートチャイルドケア仙川	仙川町1-16-7 2階 03(5313)0615	3	6	6	6	6	6	33	生後57日目～	18:01～20:00 生後57日目～
52	バイオニアキッズ第2仙川園	仙川町2-12-9 03(5314)9442	6	14	15	15	15	15	80	生後57日目～	18:01～19:00 生後57日目～
53	調布もみじの森保育園	佐須町4-11-2 042(426)7483	6	11	11	11	11	11	61	生後57日目～	18:01～20:00 満1歳～
54	調布エンジェル保育園	調布ヶ丘1-23-1 042(444)5288	6	14	15	15	15	15	80	生後57日目～	18:01～20:00 満1歳～
55	ピノキオ幼児舎つつじヶ丘保育園	西つつじヶ丘3-30-1 1階 042(490)2270	6	6	7	7	7	7	40	生後57日目～	18:01～20:00 満1歳～
56	菊野台かしのみ保育園	菊野台1-34-18 042(444)1467	9	15	16	16	17	17	90	生後57日目～	18:01～19:00 満1歳～
57	ブライツ保育園調布仙川	仙川町3-17-6 03(3300)0190	5	10	10	15	15	15	70	生後57日目～	18:01～20:00 満1歳～
58	バイオニアキッズ柴崎園	菊野台2-23-5 2階 042(444)8690	6	10	11	11	11	11	60	生後57日目～	18:01～19:00 満1歳～
59	しきの森保育園	下石原2-54-1 042(426)7151	6	14	15	15	15	15	80	生後57日目～	18:01～20:00 満1歳～

私立保育園

マップNo.	施設名	住所 電話番号	年齢別認可定員数						保育受入年齢	延長保育（平日） 利用可能年齢	
			0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳			合計
60	つつじヶ丘どろんこ保育園	東つつじヶ丘1-6-25 03(5315)9412	6	15	18	18	18	18	93	生後57日目～	18:01～20:00 満1歳～
61	ちょうふのぞみ保育園	布田4-5-34 042(426)4941	9	12	17	17	17	18	90	生後57日目～	18:01～20:00 満1歳～
62	深大寺元町ちとせ保育園	深大寺元町1-10-8 042(444)3041	9	12	14	15	15	15	80	生後57日目～	18:01～19:00 満1歳～
63	深大寺東町ちとせ保育園	深大寺東町1-14-1 042(444)8091	9	12	18	20	20	21	100	生後57日目～	18:01～19:00 満1歳～
64	太陽の子つつじヶ丘保育園	西つつじヶ丘4-29-1 042(490)0161	9	14	14	14	14	15	80	生後57日目～	18:01～20:00 満1歳～
65	リトルキッズスター（分園）※2	菊野台3-21-16 042(481)3335	6	12	16	-			34	生後57日目 ～2歳児クラス	18:01～19:00 満1歳～
66	リトルキッズスター（本園）	西つつじヶ丘4-16-8 042(488)5559	-			16	16	16	48	3歳児クラス～	18:01～19:00 満3歳～
67	おおたかの空保育園	入間町2-28-33 03(5787)7447	12	25	30	30	30	30	157	生後57日目～	18:01～19:00 満1歳～
68	京王キッズプラッツ多摩川	多摩川4-39-1 042(490)5550	6	8	8	8	8	8	46	生後57日目～	18:01～20:00 満1歳～
69	プティ仙川ちとせ保育園※2	緑ヶ丘2-56-3 03(5384)2551	6	20	24	-			50	生後57日目 ～2歳児クラス	18:01～19:00 満1歳～
70	グラン仙川ちとせ保育園	仙川町3-3-21 03(3309)2100	3	5	5	29	29	29	100	生後57日目～	18:01～19:00 満1歳～
71	多摩川保育園※4	狛江市西和泉1-5-1 042(483)4667	12	15	18	25	50		120	生後57日目～	18:01～19:00 満10か月～
72	ちいはぐ・飛田給	飛田給2-21-2 HIROビル1・2階 042(485)0338	6	6	6	8	8	8	42	生後57日目～	18:01～19:00 満1歳～
73	バイオニアキッズちょうふ園	布田3-7-3 042(426)7073	9	15	15	15	15	15	84	生後57日目～	18:01～19:00 満1歳～
74	調布そらいろ保育園	小島町1-16-3 042(426)7022	6	10	11	11	11	11	60	生後57日目～	18:01～20:00 満1歳～
75	ぼけっとランド仙川保育園	仙川町2-14-5 03(6709)1016	6	15	18	18	18	18	93	生後57日目～	18:01～20:00 満1歳～
76	木下の保育園調布駅前	布田3-4-3 042(426)8600	6	13	14	14	14	14	75	生後57日目～	18:01～19:00 満1歳～
77	布田そらいろ保育園	布田6-47 042(444)8778	6	14	15	15	15	15	80	生後57日目～	18:01～20:00 満1歳～

家庭的保育事業

マップNo.	施設名	住所 電話番号	年齢別認可定員数						保育受入年齢	延長保育（平日）
			0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳		
ア	たんばぼ※5	八雲台1-22-1八雲台クリーンハイム103 042(444)5718	5		-			5	生後57日目～	8:00～8:29 16:31～18:00

※ 保育園では、建替え工事や運営方法の見直しなどで、延長保育も含めた開園時間の変更がある場合があります。

※1 No6 宮の下保育園は、令和8年4月から「第七機動隊跡地（上石原3-1-24）」への移転と社会福祉法人東京かたばみ会が運営する公私連携型保育所（私立保育園）への移行を予定しています。

※2 No16 ポピンズナーサリースクール調布、No20 子供の家こすずめ保育園（分園）、No65 リトルキッズスター（分園）、No69 プティ仙川ちとせ保育園は、受入れ年齢を超えた場合、同じ園の本園（または分園）に自動移行します。

※3 No45 こんぺいとう保育園の受入れ年齢は、0～3歳児です。受入れ年齢を超えた場合、再度他園への入園申込みが必要です。なお、令和7年4月からは、受入れ年齢が0～2歳児になる予定です。

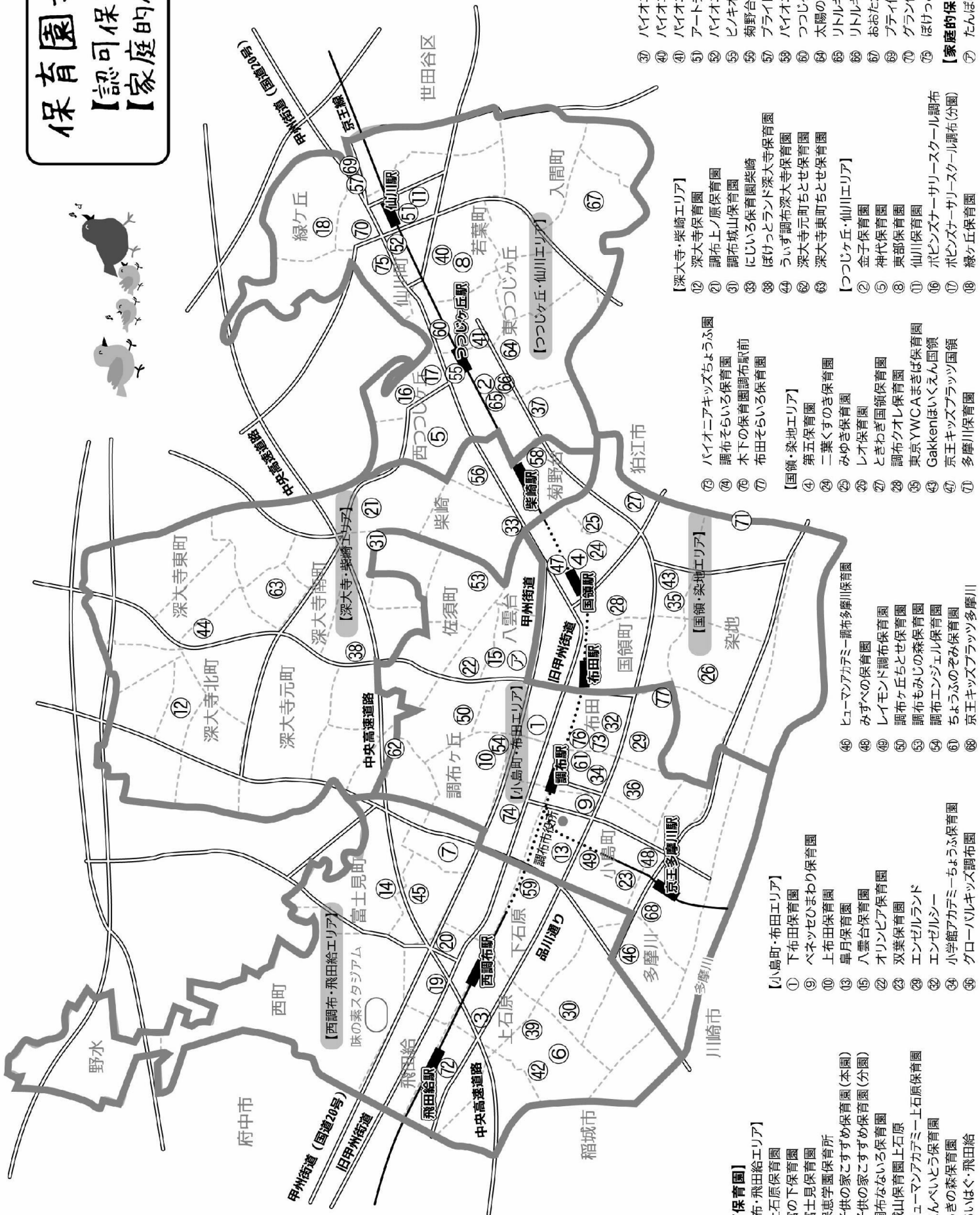
※4 No71 多摩川保育園は狛江市にありますが、設立の経緯により、調布市内の保育園と同じように申込みができます。

※5 家庭的保育事業「たんばぼ」は、土曜日は開園しません。利用者は一律「保育短時間認定（P.21 参照）」になり、それを超える時間は、延長料金がかかります。また、3歳児クラス以降は、下布田保育園に移行するか、卒園時の加点をもって下布田保育園以外の園に入所申込みをするかを選択することができます。

# 保育園マップ

## 【認可保育園】

## 【家庭的保育】



### 【認可保育園】

#### 【西調布・飛田給エリア】

- ③ 上石原保育園
- ⑥ 宮の下保育園
- ⑦ 富士見保育園
- ⑭ 保志学園保育所
- ⑯ 子供の家こすすめ保育園(本園)
- ⑰ 子供の家こすすめ保育園(分園)
- ⑳ 調布なないろ保育園
- ㉑ 城山保育園上石原
- ㉒ ヒューマンアカデミー上石原保育園
- ㉓ こんべいとう保育園
- ㉔ しきの森保育園
- ㉕ ちいはぐ・飛田給

#### 【小島町・布田エリア】

- ① 下布田保育園
- ⑨ ベネッセひまわり保育園
- ⑩ 上布田保育園
- ⑬ 皐月保育園
- ⑮ 八雲台保育園
- ⑳ オリビア保育園
- ㉑ 双葉保育園
- ㉒ エンゼラランド
- ㉓ エンゼルシー
- ㉔ 小学館アカデミーちよらふ保育園
- ㉕ グローバルキッズ調布園

#### 【国領・染地エリア】

- ④ ヒューマンアカデミー調布多摩川保育園
- ⑤ みずべの保育園
- ⑥ レイモンド調布保育園
- ⑦ 調布ヶ丘とせ保育園
- ⑧ 調布もみじの森保育園
- ⑨ 調布エンジェル保育園
- ⑩ ちよらふのぞみ保育園
- ⑪ 京王キッズブラッツ多摩川

#### 【国領・染地エリア】

- ④ 第五保育園
- ⑤ 二葉くすのき保育園
- ⑥ みゆき保育園
- ⑦ レオ保育園
- ⑧ ときわぎ国領保育園
- ⑨ 調布クオレ保育園
- ⑩ 東京YWCAまぎば保育園
- ⑪ Gakkenはいくえん国領
- ⑫ 京王キッズブラッツ国領
- ⑬ 多摩川保育園

#### 【深大寺・柴崎エリア】

- ⑫ 深大寺保育園
- ⑬ 調布上ノ原保育園
- ⑭ 調布城山保育園
- ⑮ 木下の保育園調布駅前
- ⑯ 布田そらいる保育園
- ⑰ 深大寺保育園
- ⑱ 調布深大寺保育園
- ⑲ 深大寺元町とせ保育園
- ⑳ 深大寺東町とせ保育園
- ㉑ 【つつじヶ丘・仙川エリア】
- ㉒ 金子保育園
- ㉓ 神代保育園
- ㉔ 東部保育園
- ㉕ 仙川保育園
- ㉖ ポピンズナーサリースクール調布
- ㉗ ポピンズナーサリースクール調布(分園)
- ㉘ 緑ヶ丘保育園

#### 【パイオニアキッズ】

- ⑳ パイオニアキッズ菊野台園
- ㉑ パイオニアキッズ仙川園
- ㉒ パイオニアキッズつつじヶ丘園
- ㉓ アートチャイルドケア仙川
- ㉔ パイオニアキッズ第2仙川園
- ㉕ ビノキ幼児舎つつじヶ丘保育園
- ㉖ 菊野台かしのみ保育園
- ㉗ フライト保育園調布仙川
- ㉘ パイオニアキッズ柴崎園
- ㉙ つつじヶ丘どろんこ保育園
- ㉚ 太陽の子つつじヶ丘保育園
- ㉛ リトルキッズスター(分園)
- ㉜ リトルキッズスター(本園)
- ㉝ おおたかの空保育園
- ㉞ プティ仙川とせ保育園
- ㉟ グラン仙川とせ保育園
- ㊱ ほけっとランド仙川保育園
- ㊲ たんぽぽ

### 【家庭的保育】

- ㉚ たんぽぽ

## 2 認可外保育施設 (令和5年8月1日時点の情報です)

### 東京都認証保育所

マップNo.	認証型	施設名	住所 電話番号	最寄駅	年齢別定員数							保育時間	一時預かり
					0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計		
A	A型	ポピンズナーサリースクール京王つつじヶ丘	西つつじヶ丘3-35-29 042(481)2155	つつじヶ丘	8	8	6	10		32	7:30~20:30	○	
B	A型	あいあい保育園調布乳幼児園	小島町3-69-14 第2荒井麗峰ビル301 042(441)4838	調布	3	6	10	9	9	37	7:00~20:00	○	
C	A型	木下の保育園つつじヶ丘	東つつじヶ丘2-9-2 フレアつつじヶ丘1階 03(5313)4441	つつじヶ丘	3	12	12	-		27	7:00~20:00	○	
D	A型	KNペルーガ園	布田1-50-1 マートルコート調布第3 1階 042(444)0335	調布	11	9	13	-		33	7:00~20:00	○	
E	A型	ぼけっとランド国領	国領町4-8-1 グランドール武戸野1階 042(486)0751	国領	6	12	12	-		30	7:30~20:30	○	
F	A型	都市型保育園ポポラー東京調布園	布田4-2-9 スペランサ2階 042(443)6040	調布	3	9	10	12	16	50	7:30~20:30	○	
G	A型	木下の保育園国領	国領町1-45-2 ジェルソミーナ1階 042(441)5499	国領	6	12	6	4	3	31	7:00~20:00	○	
H	B型	藤ウェルネス保育園	西つつじヶ丘1-47-4 042(486)4191	つつじヶ丘	3	9	3	-		15	7:00~20:00	○	
I	A型	ヒューマンアカデミー西調布保育園	上石原1-37-2 042(442)0460	西調布	6	15	13	3		37	7:30~20:30	○	
J	A型	ゆらりん仙川保育園	仙川町2-5-7 仙川キューポート内1階 03(5969)8665	仙川	2	6	9	23		40	7:30~22:00	○	

### 家庭福祉員 (保育ママ)

マップNo.	施設名 家庭福祉員名	住所 電話番号	最寄駅	年齢別定員数							保育時間
				0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計	
K	きださんち 永田 悠	下石原2-16-3 042(483)3639	西調布	3		-			3	8:00~18:00 までの間の8時間 (延長保育要相談)	
L	ぱる 井上 柚香	国領町4-24-21 042(480)4341	国領	3		-			3		

### 共同実施型家庭的保育事業 (グループ型保育施設)

マップNo.	施設名	住所 電話番号	最寄駅	年齢別定員数							保育時間
				0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計	
M	ちいはぐ・仙川	仙川町2-10-63 042(444)2383 (株式会社チャイルド・スマイル本部)	仙川	10		-			10	8:00~19:00 までの間の8時間 (延長保育要相談)	



認証保育所・家庭福祉員・共同実施型家庭的保育事業を利用する方へ

調布市では、上記施設を利用する世帯を対象に、保育料の助成を行っています。



以下のすべてに当てはまる方が対象です。

- ・ 市内にお住まいの方
- ・ 各月1日時点で認証保育所・家庭福祉員・共同実施型家庭的保育事業を月ぎめ契約し、保育料を納めている方

助成額は、世帯の市民税所得割額によって異なります。

入園後に各施設から詳しいご案内と申請書を配付します。記入し、各施設へ提出してください。

詳細は、市ホームページをご覧ください。



## 企業主導型保育事業（地域枠のある施設）

施設名	住所 電話番号	最寄駅	年齢別地域枠定員数						開設時間
			0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	
icon調布仙川園	仙川町1-9-23 03(6874)7693	仙川	6				-	6	7:00～20:00
icon調布駅前園	布田5-2-1ライフプラザ調布1F 042(444)1454	調布	5				-	5	7:00～20:00
JAXAそらご保育園	深大寺東町7-44-1 050-3362-6609	航研前 (バス停)				5		5	8:15～20:15
飯野おやこ保育園・調布のまち	布田4-9-4 042(444)8200	調布				50		50	7:00～20:00
オフィク仙川	仙川町3-10-3 プランタニエ仙川 03(6633)7474	仙川	9				-	9	7:00～20:00
カメラキッズ国領園	国領町4-21-12 フェリーチェ国領1F 042(444)6199	国領	9				-	9	7:30～20:30
カメラキッズ調布園	小島町1-5-6 アールアンドエスビル1階 042(452)8705	調布	14				-	14	7:30～20:30

**重要!** 企業主導型保育事業を検討されている方へ

企業主導型保育事業を申込む場合には、施設に「支給認定証の写し」を提出する必要があります。

認可保育園を申込んだことがある方は、初回に「調布市子どものための教育・保育給付認定申請書」を提出いただくため、「支給認定証」を発行し、ご自宅に送付しています。

認可保育園に申込んだことがない方は、「調布市子どものための教育・保育給付認定申請書」と「保護者全員分の保育が必要なことを証明する書類（P.8 参照）」を保育課へ提出してください。書類審査後、1か月程度で「支給認定証」をご自宅に送付します。

- 注意**
- ・ 支給認定証は、遡って交付することができません。必ず入園前に手続きをしてください。
  - ・ 支給認定証を紛失した場合は、再発行しますので、保育課にて再発行の申請をしてください。1週間程度でご自宅に送付します。

## その他の認可外保育施設

施設名	住所 電話番号	定員数	保育時間	証明書 (※)
アフター保育 はびびねすと	入間町2-21-29 03(3483)7875	5	9:00～22:00	有
i Kids Star 仙川	仙川町3-10-9シティハウス仙川ステーションコート1階 03(5313)5051	90	7:30～20:00	有
株式会社 KLC Medical Service	調布ヶ丘3-19-13 042(444)0775	設定なし	9:00～16:00	
電気通信大学保育施設	調布ヶ丘1-5-1 042(443)5023	10	8:00～19:00	有
ヤクルト調布保育園	国領町5-6-8 042(489)2275	設定なし	8:00～17:00	
青木病院内 保育室	上石原3-33-17 042(483)1355	12	8:00～19:00	
調布東山病院内 たけのこ保育園	小島町2-39-3 042(489)6243	18	8:00～0:30	有
北多摩病院 保育室	富士見町3-22-1-107 042(486)8871	14	7:45～20:00	有
多摩川病院保育室	国領町5-31-1 042(483)4114	設定なし	8:30～24:00	
布田ベビーホーム	国領町5-28-18 042(485)7887	設定なし	8:00～18:00	
ニューワールド インターナショナルスクール	仙川町1-2-18 03(3305)0573	80	9:00～20:00	
宗教法人調布聖書バプテスト教会付属 こひつじ幼児園	上石原1-17-1 042(487)3219	65	9:00～17:00	有
ぎんのいずみ子ども園	染地2-27-1 042(480)8696	12	8:50～13:30	有
保育所ちびっこランド 国領園	国領町7-18-12 調布同ガーデンB棟1階D号室 042(444)8838	21	7:30～18:30	有

※ 児童福祉法第59条に基づく立入調査の結果、国の「認可外保育施設指導監督基準」の項目全てを満たしていた施設に対し、「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書」を交付しています。

### 3 その他の保育サービス (令和5年8月1日時点の情報です)

#### ■ 一時預かり

市内在住で、就学前までのお子さま（原則、認可保育園などの在籍している子を除く。）を、理由を問わず一時的にお預かりする事業です。申込み・利用方法などは、直接施設にお問い合わせください。

※ 食物アレルギーがある場合は、昼食・おやつが提供できないことがあります。

施設名 問合せ先	実施日	実施時間	受入開始年齢	定員	使用料	昼食代	おやつ代	利用制限等
ベネッセひまわり保育園 042(481)7108	毎日 (12/29~1/3を除く)	8:30~17:30	満1歳※1	5人	4時間以内 1,500円 4時間超~8時間以内 3,000円 8時間超~ 3,500円	250円	100円	休業日を除き、連続して7日以内で、1か月15日以内（1歳未満は2日以内）
バイオニアキッズちょうふ園 042(426)7073	毎日 (毎月第2土曜日・日曜日を除く)	9:00~17:00	満3か月	5人	最初の2時間まで500円 以降1時間ごとに500円	250円	100円	1か月4回以内 給食・おやつは日曜日・祝日を除き、希望者を対象に提供（要事前予約）
調布なないろ保育園 042(444)3900	月~土 (祝日を除く)		満1歳	5人	半日（4時間）1,500円 9:00~13:00, 13:00~17:00 1日（8時間）3,000円 9:00~17:00	250円	50円	延長時間 30分 300円 最大利用可能時間8:30~17:30 (朝夕どちらかのみ)
深大寺保育園 042(485)2828	月~金 (休園日を除く)	8:30~17:00	満2歳	8人	4時間以内 1,500円 4時間超~8時間以内 3,000円 8時間超~ 3,500円	250円	100円	
城山保育園上石原※2 042(490)2031			8人		4時間以内 1,500円 4時間超~8時間以内 3,000円 8時間超~ 3,300円	270円	80円	登録料 500円
エンゼルシー 042(480)8075			満1歳	4人	半日（4時間）1,500円 8:30~12:30, 9:00~13:00, 13:00~17:00 1日（8時間半）3,300円 8:30~17:00	250円	100円	登録料 500円 延長時間 30分 300円 最大利用可能時間8:30~17:30
皐月保育園※2 042(482)2323			満2歳	9人	半日（4時間）1,500円 9:00~13:00, 13:00~17:00 1日（8時間）3,000円 9:00~17:00	250円	100円	登録料 500円 延長時間 30分 300円 最大利用可能時間8:30~17:30
にじいろ保育園柴崎※2 042(426)9673			満1歳	3人		250円	100円	登録料 500円 乳児のみ午前中のおやつあり (100円)
ぼけっとランド仙川保育園 03(6709)1016		9:00~18:00	満2歳	4人	1時間ごとに500円	250円	100円	
仙川保育園 03(3300)1284	月~金 (休園日を除く)	8:30~17:00	満1歳	認可 保 育 園 の 定 員 に 空 き が あ る 場 合 の み	4時間以内 1,500円 4時間超~8時間以内 3,000円 8時間超~ 3,300円	不要	不要	休日を除き、連続して7日以内
宮の下保育園 042(486)5682			3歳児クラス					
富士見保育園 042(481)7671								
東部保育園 03(3307)2081								
つつじヶ丘どろんこ保育園 03(5315)9412								

※1 保護者の傷病、災害、事故、冠婚葬祭等、緊急の場合は満10か月から利用できます。

※2 城山保育園上石原、皐月保育園、にじいろ保育園柴崎には、保護者の傷病、災害、事故、冠婚葬祭等、緊急のための定員が別にあります。

## ■ 定期利用保育事業

複数月にわたって継続的な保育を必要とする方のお子さまをお預かりする事業です。市内在住で、認可保育園や認可外保育施設を月ぎめ利用しておらず、月の必要保育時間が160時間未満の満1歳から就学前までのお子さまが対象です。申込み・利用方法などは、直接施設にお問い合わせください。

施設名 問合せ先	実施日	実施時間	対象年齢	定員	使用料
エンゼルシー 042(480)8075	月～金 (保育園の休園日を除く)	8:30～17:00	満1歳～就学前	2人	4時間以内 1,100円 4時間超～8時間以内 2,200円
パイオニアキッズちょうふ園 042(426)7073	月～金 (保育園の休園日を除く)	8:30～17:30	満1歳～就学前	5人	1日 2,200円 月額上限 44,000円

## ■ 休日保育

認可保育園がお休みの日曜日・祝日に保育を実施しています。市内在住で、認可保育園（市外含む）に通園中の、1歳児クラスから5歳児クラスまでのお子さまが対象です。申込み・利用方法などは、直接ベネッセひまわり保育園にお問い合わせください。

※ 給食の提供はありませんので、お弁当が必要です。

施設名 問合せ先	実施日	実施時間	対象	定員	使用料
ベネッセひまわり保育園 042(481)7107	日曜日・祝日 (年末年始を除く)	8:30～17:30	1歳児クラス～ 就学前	3人	認可保育園の保育料に含む

## ■ 病児・病後児保育事業

病気の急性期または回復期にあるお子さまを、①～③すべてに該当する場合、一時的にお預かりする事業です。

- ① 市内在住のお子さまが、病気の急性期又は回復期にあるため、保育園等（一時預かりを除く）へ登園することができない
- ② 保護者が就労などにより、家庭で育児が困難
- ③ 施設の指導医が受入可能と判断した

施設名 問合せ先	実施日	実施時間	対象年齢	定員	使用料
エンゼルケアルーム 042(480)6160 ポピンズルーム調布 03(5384)2181	月～金 (祝日、年末年始を除く)	8:30～17:30	満1歳～ 小学校6年生	各4人	1日2,500円



### 病児・病後児保育事業の利用方法

- 1 事前に利用登録をします。詳細は市ホームページをご覧ください。
- 2 利用希望日の前日に、施設に直接電話で予約します。
- 3 当日の朝、施設の指導医の診察を受け、利用の許可を得てください。

費用は施設で直接お支払いいただきます。その他の持ち物は、施設へお問い合わせください。



## VIII 幼稚園への入園



### ■ 入園申込み方法

入園を希望する幼稚園に直接願書を提出します。

願書の配付方法や提出期限などは、市報9月20日号（市ホームページでもご確認いただけます）でご案内しています。その他、詳細は各園にお問い合わせください。

### ■ 入園できるお子さまと保育料補助上限金額

学年		生年月日	保育料補助基本上限金額（調布市民）
満3歳児クラス （年少々）	2歳児 （3歳の誕生日前まで）	令和3年4月2日～令和4年4月1日	<b>月額32,000円</b> （市補助金32,000円）
	満3歳児 （3歳の誕生日以降）		
3歳児クラス（年少）		令和2年4月2日～令和3年4月1日	<b>月額32,000円</b> （無償化25,700円+市補助金6,300円）
4歳児クラス（年中）		平成31年4月2日～令和2年4月1日	
5歳児クラス（年長）		平成30年4月2日～平成31年4月1日	

※ 「満3歳児クラス」は、市内13園のうち、4園（P.43参照）で実施しています（令和5年度時点）。

### ■ 「幼稚園」の主なポイント

#### ○ 教育面の充実

各園の特色ある教育理念に基づいた「良質な幼児教育」が受けられます。

#### ○ 共働き世帯も利用しやすい

通常の教育時間の前後（早朝・夕方）に「預かり保育」を市内すべての園で実施しています。

#### ○ 補助制度が充実しており、経済的な負担が小さい

幼児教育無償化や市の補助金など、入園料・保育料等の負担軽減制度があります。



### ■ 補助制度の概要（令和5年度のもので、今後、変更になる場合があります。）

施設の種類によって、補助制度が異なります。詳細は、入園後に園を通じてご案内します。

(1) 入園料補助 年額上限：30,000円

(2) 保育料補助 月額基本上限：32,000円

※ 世帯収入等により、補助金額を決定します。

※ 施設型給付幼稚園は、保育料が全額無償です。その他の負担額について、月額基本上限6,300円の範囲内で補助します。

(3) 預かり保育利用料補助：450円×利用日数（月額上限額：11,300円 ※施設等利用給付3号認定は16,300円）

対象者：共働き世帯など保育の必要性があり、市から認定を受けている方

(4) 給食費（副食費）補助 月額上限：4,500円

対象者：世帯市民税所得割合算額が77,101円（年収360万円相当）未満または小学校3年生以下のきょうだいから数えて第3子以降

## 調布市内幼稚園一覧

幼稚園名	住所 電話番号	保育料 実質負担額 (月額) ※年少	園☒ス	給食	プレ☒育	満3歳児 クラス	1日のお預かり時間				長期休暇中の 預かり保育日数(予定)		
							最大預かり時間	預かり保育 (朝)	教育時間	預かり保育 (夕)	夏休み	冬休み	春休み
見華学園マリアの園幼稚園	佐須町5-28-1 042(485)0040	2,000円	○	○	○	×	10時間	8:00~9:30	9:30~13:40	13:40~18:00	16	5	6
駿河台大学第一幼稚園	国領町3-8-15 042(487)4111	0円	○	○	○	×	10時間	8:00~9:00	9:00~14:00	14:00~18:00	29	6	8
仙川かおる幼稚園	仙川町1-25 03(3309)3930	0円	○	×	×	×	9時間	8:00~9:00	9:00~14:00	14:00~17:00	19	4	-
染地幼稚園	染地3-1-1279 042(483)9356	0円	×	○	○	×	10時間	8:00~9:00	9:00~14:00	14:00~18:00	15	4	5
調布白菊幼稚園	東つつじヶ丘2-12-1 03(3309)6111	4,000円	○	○	○	○	11時間	7:30~9:00	9:00~14:00	14:00~18:30	21	11	9
調布星美幼稚園	深大寺元町3-21-10 042(482)3535	0円	○	○	○	○	9時間30分	8:00~8:30	8:30~14:00	14:00~17:30	18	5	6
調布たちばな幼稚園	東つつじヶ丘3-3-1 03(3307)0115	0円	○	○	×	×	9時間	8:00~9:00	9:00~14:00	14:00~17:00	25	8	13
調布多摩川幼稚園	染地3-1-29☒ハ号棟内) 042(483)4666	0円	○	○	○	×	9時間30分	8:00~9:00	9:00~14:00	14:00~17:30	19	9	8
調布若竹幼稚園 (施設型給付園)	国領町6-28-8 042(483)1735	0円	○	×	○	○	8時間	-	9:00~14:00	14:00~17:00	16	4	5
つつじがおか幼稚園	西つつじヶ丘4-23 042(482)1779	0円	×	○	○	×	10時間	8:00~9:00	9:00~14:00	14:00~18:00	27	11	8
桐朋幼稚園	若葉町1-41-1 03(3300)2111	17,600円	×	×	×	×	7時間	-	9:00~14:00	14:00~16:00	-	-	-
保恵学園幼稚園	富士見町3-1 042(480)2937	0円	○	○	○	×	9時間10分	8:20~9:00	9:00~14:00	14:00~17:30	18	5	5
マルガリタ幼稚園	下石原3-55-2 042(482)8056	0円	×	×	○	○	9時間45分	8:15~8:45	8:45~14:00	14:00~18:00	25	8	13

※ 実施状況は、今後、変更になる場合があります。

※ 原則、土曜日・日曜日・祝日はお休みです。

※ 開園時間は最長日を記載しているため、特定の曜日や長期休暇中の預かり保育時間が短い場合があります。

※ 保育料実質負担額は、月額保育料から、32,000円(無償化及び市補助金の合計金額)を差し引いた金額です。保育料の他に、入園料や施設維持費等がかかる場合があります。

※ 給食の実施日数は、幼稚園によって異なります。

※ 「プレ保育」とは、幼稚園入園前のお子さまが、幼稚園の生活を体験できる活動です。対象年齢や活動内容は、幼稚園によって異なります。

※ 「預かり保育」とは、教育時間の前後に、お子さまを預かることです(有料)。

## 幼稚園類似の幼児施設

園名	住所 電話番号	保育料 実質負担額 (月額) ※年少	園☒ス	給食	プレ☒育	満3歳児 クラス	1日のお預かり時間				長期休暇中の 預かり保育日数(予定)		
							最大預かり時間	預かり保育 (朝)	教育時間	預かり保育 (夕)	夏休み	冬休み	春休み
仙川教会子どもの家	若葉町2-27 03(3300)8159	0円	○	×	○	×	5時間	-	9:00~14:00	-	-	-	-

※ 保育料実質負担額は、月額保育料から、32,000円(市補助金の合計金額)を差し引いた金額です。保育料の他に、入園料や施設維持費等がかかる場合があります。

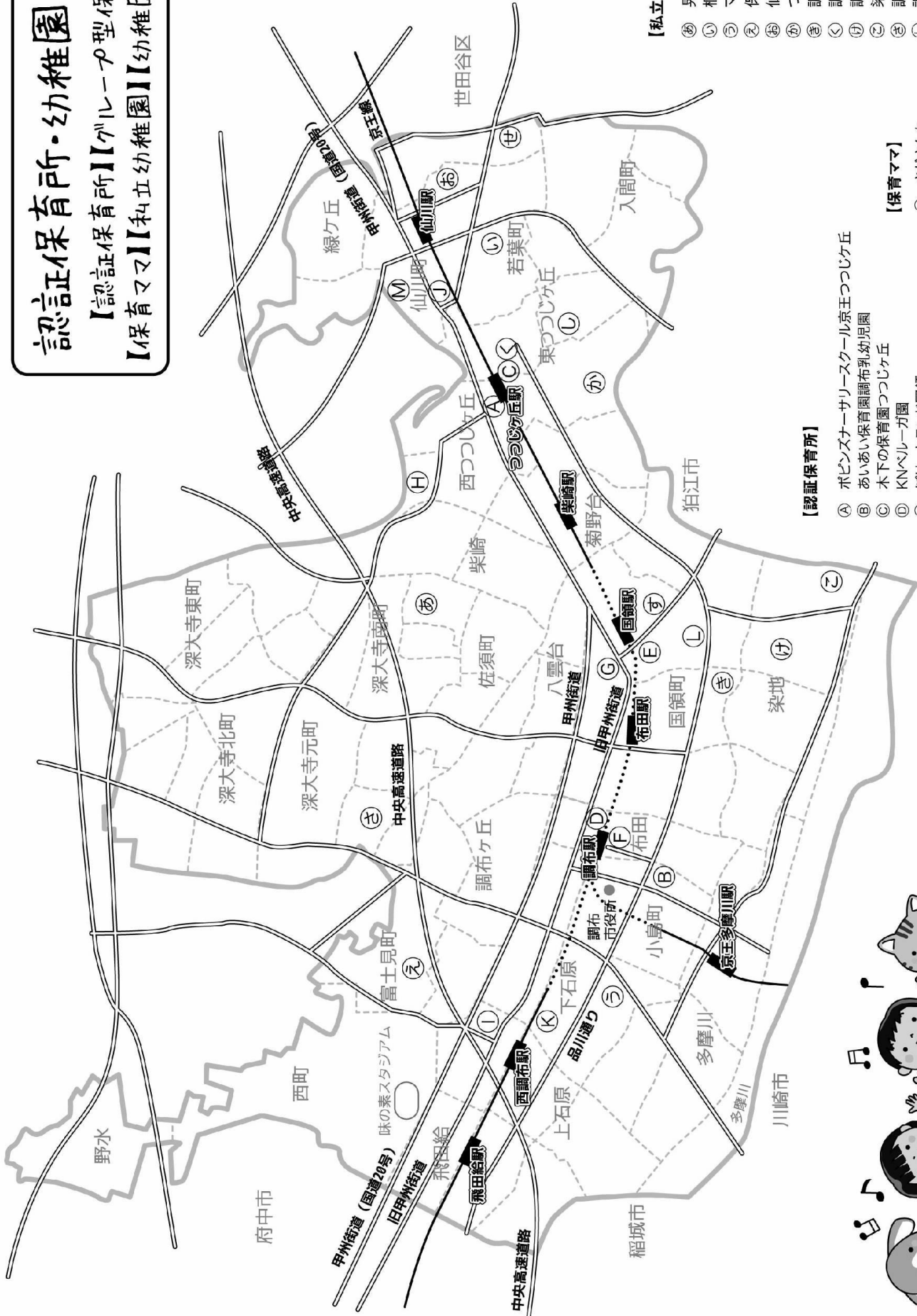
※ 「幼稚園類似の幼児施設」とは、幼稚園教育を行うことを目的として知事が認定した施設であり、調布市の補助制度の対象施設です。



# 認証保育所・幼稚園等マップ

【認証保育所】【グループ型保育施設】

【保育ママ】【私立幼稚園】【幼稚園類似施設】



## 【認証保育所】

- Ⓐ ポピンズナーサリースクール京王つつじヶ丘
- Ⓑ あいあい保育園調布乳幼児園
- Ⓒ 木下の保育園つつじヶ丘
- Ⓓ KNベルーガ園
- Ⓔ ぽっぽとランド国領
- Ⓕ 都市型保育園ボラー東京調布園
- Ⓖ 木下の保育園国領
- Ⓗ ウェルネス保育園
- Ⓙ ヒューマンアカデミー西調布保育園
- ① ゆらりん仙川保育園

## 【保育ママ】

- Ⓚ きたさんち
- Ⓛ ばる

## 【グループ型保育施設】

- Ⓜ ちはく・仙川

## 【私立幼稚園】

- Ⓐ 晃華学園マリアの園幼稚園
- Ⓘ 桐朋幼稚園
- ② マルガリタ幼稚園
- ③ 保惠学園幼稚園
- ④ 仙川かおる幼稚園
- ⑤ つつじがおか幼稚園
- ⑥ 調布若竹幼稚園
- ⑦ 調布白菊幼稚園
- ⑧ 調布多摩川幼稚園
- ⑨ 染地幼稚園
- ⑩ 調布星美幼稚園
- ⑪ 調布たちばな幼稚園
- ⑫ 駿河台大学第一幼稚園

## 【幼稚園類似施設】

- Ⓜ 仙川教会子どもの家



